



第3章

国益と世界全体の利益を 増進する外交

第1節	日本と国際社会の平和と安定に向けた取組	124
第2節	日本の国際協力（開発協力と地球規模の課題への取組）	172
第3節	経済外交	191
第4節	日本への理解と信頼の促進に向けた取組	218

第1節

日本と国際社会の
平和と安定に向けた取組

総論

〈安全保障〉

日本を取り巻く安全保障環境は、近年、一層厳しさを増している。北朝鮮による核・ミサイル能力の増強や、中国による透明性を欠いた軍事費の拡大、東シナ海、南シナ海等の海空域における力を背景とした一方的な現状変更の試みは、国際社会共通の懸念となっている。さらに、国際テロの拡散・多様化、サイバー攻撃等のリスクも深刻化している。

このような安全保障環境の下、日本の安全及び地域の平和と安定を実現するためには、国際社会の平和を確保することが必要であり、日本は、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から力強い外交を推進し、平和を確保していく必要がある。日本は、3月に施行された「平和安全法制」の下、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に貢献していくための具体的な取組を進めている。

また、日米安全保障体制の下での米軍の前方展開を確保し、その抑止力を向上させていくことは、日本の平和と安全のみならず、アジア太平洋地域の平和と安定にとって不可欠である。日米両国は、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化するため、新たな日米防衛協力のための指針（新ガイドライン）及び平和安全法制の下での取組も含め、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。在日米軍再編につ

いては、日米両政府として、普天間飛行場の辺野古移設を始め、現行の日米合意を着実に実施していくことにより、抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減を図っていく方針である。

日米同盟の強化に加え、アジア太平洋地域内外のパートナーとの信頼・協力関係を強化し、多層的な安全保障協力関係を築いていく必要がある。韓国、オーストラリア、インド、欧州諸国、東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国などの戦略的利益を共有する各国の間でも安全保障分野における協力を促進している。

さらに、アジア太平洋地域の安全保障面での地域協力の枠組みの制度化を進めていくことも重要である。東アジア首脳会議（EAS）、ASEAN地域フォーラム（ARF）、拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）といった多国間の重層的な地域協力の枠組みや、日米韓、日米豪、日米印、日豪印等の3か国協力の枠組みを通じた連携・協力も推進している。

〈平和維持・平和構築〉

日本の安全と繁栄は、日本周辺の安全保障環境の改善のみで達成されるものではなく、国際社会の平和と安定という基盤の上に成り立っている。この考えの下、日本は世界の様々な問題の解決に積極的に取り組んでいる。特に、紛争の予防・再発防止や持続的な平和の実現に向けて取り組む平和構築は、日本の主要な外交課題の1つであり、日本は、平和維持、人道支援、

和平プロセスの促進、治安の確保、復興・開発などの一連の活動に総合的に取り組んでいる。具体的には、国連平和維持活動（PKO）や国連平和構築委員会（PBC）などへの積極的な協力、政府開発援助（ODA）を活用した社会基盤整備や人材育成などが挙げられる。

〈治安上の脅威〉

テロの脅威は、近年、中東・アフリカ地域から、日本と地理的のみならず政治や経済等あらゆる分野で関係の深い東南アジア及び南アジアにも拡大しており、2016年には、バングラデシュにおいてダッカ襲撃テロ事件が発生し、日本人を含む犠牲者が出た。テロ組織のプロパガンダを通じた暴力的過激主義の拡大、外国人テロ戦闘員やその帰還に対する対策等が大きな課題となっている。

日本は、G7伊勢志摩サミットにおける「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」の発出や、日・ASEAN首脳会議における①テロ対処能力向上、②テロの根本原因である暴力的過激主義対策及び③穏健な社会構築を下支えする社会経済開発のための取組から成る総合的なテロ対策強化策の表明等、国際社会と連携しつつ、包括的なアプローチによるテロ及び暴力的過激主義対策の国際協力を進めた。

〈軍縮・不拡散〉

日本は、唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界に向けた取組を積極的に進めている。核兵器のない世界の実現には核兵器の非人道性に対する正確な認識と厳しい安全保障環境に対する冷静な認識に基づいて、核兵器国と非核兵器国が協力し、現実的かつ実践的な取組を進めていくことが不可欠である。この考えに基づき、4月には、核兵器国と非核兵器国の主要国からなるG7の議長国として、被爆地広島で開催した外相会合において、核兵器のない世界に向けた力強いメッセージを「広島宣言」という形で

発出した。また、5月にはオバマ米国大統領が現職の米国大統領として初めて広島を訪問した。これらは、その他世界の様々な指導者等による被爆地訪問ともあいまって、核兵器のない世界に向けた国際的な機運を盛り上げることにつながった。また、2016年は包括的核実験禁止条約（CTBT）の署名開放20周年であり、日本は条約の発効促進共同調整国としてカザフスタンと共に未署名・未批准国に積極的に働きかけを行うとともに、9月には、国連総会において岸田外務大臣がCTBTフレンズ外相会合の共同議長を務めた。国連総会では核軍縮の進め方をめぐって各国の立場の違いが明らかになる場面があった¹一方、日本が1994年から毎年国連総会に提出している核兵器廃絶決議案が167か国の賛成を得て採択された。核軍縮を進めるためには核兵器使用の惨禍を訴えることが重要であり、外務省としては、各国要人等に被爆地訪問を呼びかけているほか、被爆者の被爆証言活動を後押しする「非核特使」制度に加え、若い世代が海外の国際会議等で被爆の実相を伝達するために創設された「ユース非核特使」制度を運用するなど、世代と国境を越えた取組の継承に注力している。12月には各国政府関係者、有識者及び若者を長崎に招き、「核兵器のない世界へ 長崎国際会議」を開催した。

地域における核拡散の問題については、EU3（英仏独）+3（米中露）とイランとの間の核合意の履行が継続しており、IAEAは、イランが核合意に基づく自らのコミットメントを遵守していると報告した。

その一方で、北朝鮮は2016年に2回の核実験を強行し、20発を超える弾道ミサイルを発射するなど、東アジアのみならず国際社会にとって新たな段階の脅威となっている。日本は、こうした状況を踏まえ、各国と核問題や核不拡散について協議を継続するとともに、特にアジアの開発途上国を中心に、国際原子力機関（IAEA）の保障措置や輸出管理体制を強化す

¹ 例えば、核兵器禁止条約を推進する立場の国々から核兵器禁止条約交渉開始決議案が提出され、オーストリア、メキシコ、スウェーデンほか113か国の賛成で採択されたが、中国、インド、パキスタン、オランダほか13か国が棄権、米国、英国、フランス、ロシア、日本、オーストラリア、ドイツ、カナダほか35か国は反対した。

る取組を行っている。例えば、アジア諸国を中心に18か国²が参加して毎年開催しているアジア不拡散協議（ASTOP）では、北朝鮮の核問題を始めとする不拡散の諸課題について意見交換するだけでなく、アジア地域の不拡散分野の能力向上を支援している。日本は、引き続き不拡散体制の強化に向けた支援を積極的に行っていく。

〈海洋・サイバー・宇宙〉

力ではなく、法とルールが支配する海洋秩序に支えられた「開かれ安定した海洋」は、日本だけでなく国際社会全体の平和と繁栄に不可欠である。海洋秩序の維持に貢献していくという観点から、日本は、海賊対策を始め様々な取組や各国との連携を通じて公海における航行・上空飛行の自由や海上交通の安全確保に尽力している。特に、四方を海に囲まれた海洋国家である日本にとって、海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約：UNCLOS）が根幹を成す海洋秩序は、海洋権益の確保や海洋に関する活動を円滑に行うために不可欠なものである。

サイバーについて、日本は、自由、公正かつ安全なサイバー空間の創出に向け、民間企業、専門家等の幅広い関係者と協力しつつ、国際的なルール作りを始めとしたサイバー安全保障に関する国際的な議論に積極的に貢献している。また、各国とサイバー分野に関する対話・協議を行い、具体的な協力や信頼醸成を進めるとともに、開発途上国等の能力構築のために支援を行っている。

宇宙分野では、持続的かつ安定的な宇宙空間利用に対するリスクの増大等に対応するため、日本は宇宙空間における法の支配の実現・強化や各国との宇宙に関する対話・協議の実施等に取り組むとともに、宇宙科学・探査における国際協力の促進、日本の宇宙産業の海外展開支援等に取り組んでいる。

〈国際連合（国連）〉

2016年1月から2年間、日本は加盟国中最多の11回目となる国連安全保障理事会（国連安保理）の非常任理事国を務め、世界の平和と安全のために積極的な役割を果たしている。

また、2016年は日本の国連加盟60周年に当たる年であった。戦後、平和国家として再出発した日本は、1956年に念願の国連加盟を果たした。それから60年、日本は一貫して、国連の活動の三本柱である平和と安全、開発、人権を始め様々な分野において、国際貢献を積み重ねてきた。

今日、国際社会は、紛争やテロ、難民、貧困、気候変動、感染症など、国境を越えた様々な課題に直面しており、国連が果たすべき役割は更に大きくなっている。日本は、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国連を通じ、一層積極的にこれらの諸課題に取り組んでいく。

新興国の台頭や新たな地球規模課題への対応など、国際情勢は大きく変化している。国連が国際社会が直面する諸課題により効果的に対応できるよう、日本は、国連安保理を始めとする国連改革にも引き続き積極的に取り組んでいく。

〈法の支配〉

「法の支配」とは、全ての権力に対する法の優越を認める考え方であり、国内において公正で公平な社会に不可欠な基礎であると同時に、友好的で平等な国家間関係の基盤となっている。また、法の支配は、紛争の平和的解決を図るとともに、各国内においては「良い統治」（グッド・ガバナンス）を促進する上で重要な要素でもある。このような考え方の下、日本は安全保障や経済・社会分野及び刑事分野を始めとする様々な分野において二国間・多国間でのルール作りとその適切な実施を推進している。さらに、紛争の平和的解決や法秩序の維持を促進するため、国際司法裁判所（ICJ）、国際海洋

² 日本、ASEAN諸国、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、米国、カナダ及びフランス

各論

1 安全保障に関する取組

(1) 国際協調主義に基づく「積極的平和主義」

日本を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増している。北朝鮮は、日本を含む国際社会が繰り返し強く自制を求めてきたにもかかわらず、2016年に入ってから2回の核実験を強行するとともに、20発を超える弾道ミサイルを発射するなど、その脅威は新たな段階に入っている。また、中国は、国防費を過去28年間で約44倍に増加させる一方でその細部内訳を明らかにしないなど、透明性を欠いたまま軍事力を強化するとともに、東シナ海、南シナ海の世界空域において、既存の国際秩序とは相いれない独自の主張に基づく力を背景とした一方的な現状変更の試みを継続している。さらに、大量破壊兵器等の拡散や国際テロの深刻化、サイバースペースや宇宙空間などの新たな領域における課題の顕在化等グローバルな安全保障上の課題は広範かつ多様化している。このような安全保障環境の下、脅威が世界のどの地域で出現しても、日本の安全保障に直接的な影響を及ぼし得るとともに、どの国も、一国のみで自らの安全を守ることができない状況となっている。

日本は、戦後一貫して日本国憲法の下で平和国家として歩み、国際社会や国際連合を始めとする国際機関と連携し、国際社会の平和と繁栄に積極的に寄与してきた。このような日本の姿勢は、国際社会において高い評価と信頼を勝ち得てきており、国際社会は、日本がその国力にふさわしい形で国際社会の平和と安全のため一層積極的な役割を果たすことを期待している。

日本は、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から力強い外交を推進し、国際社会からの要請に応えるべく、国際社会の平和と安定に一層積極的に貢献していく。

(2) 「平和安全法制」の施行及び法制に基づく取組

日本を取り巻く安全保障環境の変化に対応

法裁判所 (ITLOS) や国際刑事裁判所 (ICC) を始めとする国際司法機関の機能強化に人材面・財政面からも積極的に協力している。また、法制度整備支援のほか、国際会議への参画、各国との意見交換や国際法関連の行事の開催を通じて、アジア諸国を始めとする国際社会における法の支配の強化に努めてきている。

〈人権〉

人権や基本的自由は普遍的価値である。その保護・促進は全ての国家の基本的な責務であると同時に、国際社会全体の正当な関心事項である。これらが各国で十分に保障されることは、日本国内の平和と繁栄のみならず、国際社会に平和と安定の礎を築いていくために必要である。そのため、日本は人権分野にこれまで以上に積極的に取り組んでいる。具体的には、対話と協力の姿勢に基づく、世界の人権状況改善に向けた貢献や二国間での対話、国連など多数国間のフォーラムへの積極的参画、国際人権メカニズムとの建設的な対話を行ってきている。

〈女性〉

日本は、21世紀こそ、女性の人権侵害のない世界にしていくため、国内外で「女性が輝く社会」を構築するべく、①女性の権利の尊重、②能力発揮のための基盤の整備及び③政治、経済、公共分野におけるリーダーシップ向上を重点分野に位置付け、国際社会の先頭に立ってジェンダー主流化と女性のエンパワーメント推進に向けた取組を進めている。その一環として、G7伊勢志摩サミットや国際女性会議 WAW! 等を通じて世界における女性の活躍を促進するための議論を主導するとともに、女性の社会進出と能力の更なる強化に向けた「女性の活躍推進のための開発戦略」を発表し、開発途上国の女性たちの活躍を推進するため、2018年までに総額約30億米ドル以上の支援を行うことを表明し、着実に実施している。



2017年2月12日に北朝鮮が発射した弾道ミサイル



日中中間線付近において設置が確認された中国の海洋プラットフォーム (写真提供: 防衛省)
詳細は、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/higashi-shina/tachiba.html>参照

し、国民の命と平和な暮らしを守るためには、力強い外交を推進し、安定し、かつ、見通しがつきやすい国際環境を創出していくことが重要である。その上で、あらゆる事態に対し切れ目のない対応を可能とするとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献することが重要であり、そのための「平和安全法制」が、2016年3月に施行された。

この法制は、専守防衛を始めとする日本の平和国家としての歩みをより確固たるものにしていくためのものである。これにより、日米同盟を強化し、日本の抑止力を向上させ、紛争を未然に防ぐとともに、国際社会へのより一層の貢



南シナ海において埋め立てが進むファイアリークロス礁
上：2014年8月14日
下：2017年3月9日
出典：<http://amti.csis.org/>

献が可能となった。具体的な取組としては、11月に国際連合南スーダン共和国ミッション (UNMISS) に派遣されている自衛隊の部隊にいわゆる駆け付け警護の任務を付与する実施計画の変更を閣議決定した。また、「平和安全法制」により、自衛隊により実施可能な物品・役務の提供が拡大されたことも踏まえ、米国 (9月) 及びオーストラリア (2017年1月) との間で新たな物品役務相互提供協定 (ACSA) に署名するとともに、英国 (2017年1月) との間でも ACSA に署名した。

「平和安全法制」については、様々な機会を捉えて、諸外国に対し、その内容を丁寧に説明してきている。これに対し、米国はもとより、オーストラリア、ASEAN諸国、ヨーロッパ諸国、中南米諸国、国際連合を始め多くの国・機関から、理解と支持が表明されている³。これは、「平和安全法制」が、世界の平和と安全に貢献

³ 2015年末までに、米国、オーストラリア、インドネシア、マレーシア、フィリピン、インド、フランス、ドイツ、英国、バングラデシュ、パプアニューギニア、スリランカ、カナダ、ドミニカ国、ジャマイカ、パラグアイ、チェコ、フィンランド、ジョージア、オランダ、スロバキア、イスラエル、ヨルダン、カタール、ケニアなどの国やASEAN、EUといった地域機関も支持や歓迎等を表明。2016年には、シンガポール、アルゼンチン、ペルー、パナマ、ガーナなどの国々や国際連合も新たに支持や歓迎等を表明した。

する法律であることの何よりの証^{あかし}である。

(3) 領土保全

領土保全は、国家にとって基本的な責務である。日本の領土・領空・領海は断固として守り抜くとの方針は不変であり、引き続き毅然かつ冷静に対応する考えであり、政府関係機関が緊密に協力し、いかなる不法行為に対しても切れ目のない十分な対応を確保するための取組を推進している。同時に、在外公館の人脈や知見を生かしつつ、領土保全に関する日本の主張を積極的に国際社会に発信している。

2 日米安全保障（安保）体制

(1) 日米安保総論

日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米安保体制を強化し、日米同盟の抑止力を向上させていくことは、日本の平和と安全のみならず、アジア太平洋地域の平和と安定にとって不可欠である。日米両国は、2016年5月の日米首脳会談などを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、新ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化している。こうした取組の中で日米両国は、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。さらに、普天間飛行場の移設や在沖繩海兵隊約9,000人のグアム等への国外移転を始めとする在日米軍再編についても、在日米軍の抑止力を維持しつつ、沖繩を始めとする地元の負担を軽減するため、日米で緊密に連携して取り組んできている。

(2) 各分野における日米安保・防衛協力の状況

ア 「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」 の下での取組

2015年4月の日米安全保障協議委員会（「2+2」）において公表した新ガイドラインは、日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、日米両国の防衛協力について、一般的な大枠及び政策的な方向性を見直し、更新したもの

である。そして、新ガイドラインの下で設置された同盟調整メカニズム（ACM）を通じて、日米両国は緊密な情報共有及び共通情勢認識の構築を行い、実効的な調整を確保してきている。このような平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応を可能とする取組は、2016年4月に発生した熊本地震における迅速な自衛隊と米軍との共同運用実施を始めとする様々な機会において、日米安保体制の一層の円滑化に寄与している。また、2月及び7月にはハリス米国太平洋軍司令官、11月にはゴールドフィン米国空軍参謀総長、12月にはカーター米国国防長官が訪日するなど、ハイレベルでの人的交流も活発となっている。また、7月及び12月には日米拡大抑止協議を開催し、日米同盟の抑止力を確保する方途についての率直な意見交換を行った。このような多層的な取組を通じ、米国との間で安全保障・防衛協力を引き続き推進し、同盟の抑止力・対処力を一層強化していく。

イ 日・米物品役務相互提供協定（日米ACSA）

日米両国は、9月、自衛隊と米軍との間において、物品・役務を相互に提供する際の決済手続等の枠組みを定める日米ACSAに署名した。この協定は、平和安全法制により実施可能となった物品・役務の提供についても、現行の日米ACSAの下での決済手続等と同様の枠組みを適用することができるようにするため、現行の日米ACSAに代わる新協定として作成したものである。この協定は、自衛隊と米軍の間での物品・役務の円滑かつ迅速な提供を可能とし、自衛隊と米軍との間の緊密な協力を促進するとともに、国際の平和と安全に積極的に寄与するものである。

ウ 弾道ミサイル防衛（BMD）

日本は、2006年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM-3ブロックII A）の日米共同開発及び共同生産の着実な実施を始め、米国との協力を継続的に行いつつ、BMDシステムの着実な整備に努めている。

サイバー

日米両国は、7月に第4回日米サイバー対話を米国（ワシントンDC）にて開催した。日米間における政府横断的な取組の必要性を踏まえ、2015年7月に開催された第3回対話のフォローアップを行うとともに、日米双方の関係者が、情勢認識、重要インフラ防護、能力構築を含む国際場裏における協力など、サイバーに関する幅広い日米協力について議論を行った。

宇宙

日米両国は、3月の安全保障分野における日米宇宙協議や10月の安全保障分野における日米豪宇宙協議などにおいて、安全保障分野を含め、宇宙に関する幅広い協力の在り方について議論を行った。日米両国は、宇宙状況監視（SSA）情報などの相互提供、宇宙アセットの抗たん性（不測の事態においても宇宙システムが必要な機能を維持できること）の確保のための取組等、宇宙の安全保障分野での協力を引き続き進めている。

3か国間協力

日米両国は、アジア太平洋地域における同盟国やパートナーとの安全保障・防衛協力を重視している。特に、日米両国は、オーストラリア、韓国又はインドとの3か国間協力を着実に推進してきている。5月及び12月の日米首脳会談等においても、これらの3か国間の協力は、日米が共有する安全保障上の利益を増進し、アジア太平洋地域の安全保障環境の改善に資するものであることが確認された。また、1月及び9月の北朝鮮による核実験、度重なる弾道ミサイル発射を受けた対応の中で、日米・日韓の首脳・外相間において、日米韓3か国協力の重要性が再確認された。

情報保全

情報保全は、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものである。日米両国は、政府横断的なセキュリティ・クリアランスの導入や、カウンター・インテリジェ

ンス（諜報による情報の漏洩防止）に関する措置の向上を含む情報保全制度の一層の改善に向け、引き続き協議を行っている。

海洋安全保障

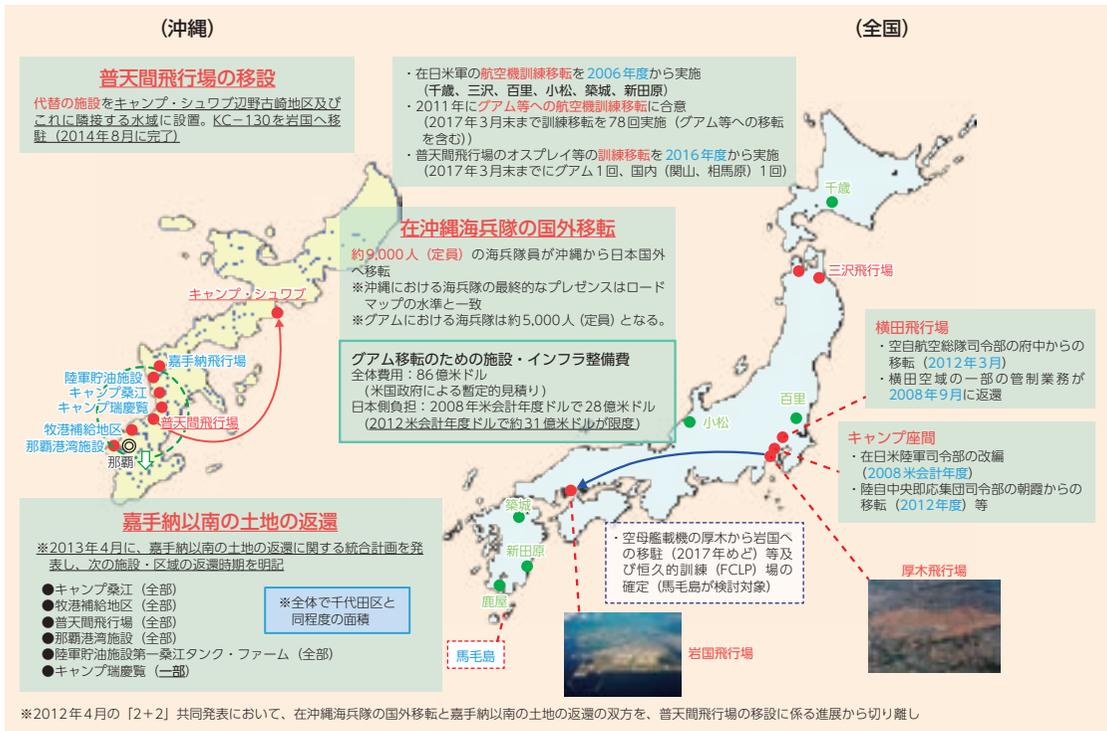
日米両国は、ASEAN地域フォーラム（ARF）や東アジア首脳会議（EAS）などの場で、海洋をめぐる問題を国際法にのっとり解決することの重要性を訴えている。2015年4月に公表した新ガイドラインにおいても、日米両国は、航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置に関し、相互に緊密に協力するとしている。

(3) 在日米軍再編

2015年4月の「2+2」共同発表において、日米両国は、在日米軍の再編の過程を通じて訓練能力を含む運用能力を確保しつつ、在日米軍の再編に係る既存の取決めを可能な限り速やかに実施することに対する日米両政府の継続的なコミットメントを再確認した。また、日米両政府は、累次の機会にわたり、普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが、米軍の抑止力を維持しながら、同時に、普天間飛行場の危険性を一刻も早く除去し、20年来の懸案である普天間飛行場の全面返還を実現するための唯一の解決策であることを確認してきている。2020年代前半にグアム等の国外に在沖縄海兵隊約9,000人の移転を開始するグアム移転事業や、2015年12月の「沖縄における在日米軍施設・区域の統合のための日米両国の計画の実施」において発表された案件を含む、2013年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく嘉手納以南の土地返還等についても、着実に計画を実施すべく、日米間で引き続き緊密に連携していく。

12月には、1996年の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告から20年越しの課題であった北部訓練場の過半（約3,987ヘクタール）の返還が実現した。今回返還された土地は、沖縄県内の米軍専用施設・区域の約2割

米軍再編の全体像



に相当する面積であり、沖縄の本土復帰後、最大規模の返還となる。また、この返還は、負担軽減にとどまらず、跡地利用を通じた地域振興にも大きく寄与するものである。政府として、地元の要望を踏まえ、最大限の支援を行っていくと同時に、米側と協力し、地元の生活環境に十分配慮していくよう取り組んでいく。

日本政府としては、引き続き沖縄の負担軽減に取り組むとともに、一日も早い普天間飛行場の返還を実現すべく全力で努力し、辺野古への移設を法令に基づいて進めていく。

(4) 在日米軍駐留経費負担（HNS）

日本は、日本を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増している中、在日米軍の円滑かつ効果的な運用を支えることが重要であるとの観点から、日米地位協定で定められた範囲内で、在日米軍施設・区域の土地の借料、提供施設の整備（FIP）費などを負担している。このほか、特別協定を締結し、駐留軍等労働者の労務費、

光熱水料等及び訓練移転費を負担している。

日本政府は、日米地位協定及び2016年4月1日に発効した特別協定に基づき、2016年度から2020年度まで、在日米軍駐留経費負担（HNS）を負担することとなっている。

(5) 在日米軍の駐留に関する諸問題

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその要である在日米軍の安定的な駐留の確保のためには、在日米軍の活動が周辺の住民に与える負担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と支持を得ることが重要である。特に、在日米軍の施設・区域が集中する沖縄の負担軽減を進める重要性については、日米首脳会談、「2+2」、日米外相会談など累次の機会に日米双方が確認している。

日本政府は、在日米軍再編に引き続き取り組む一方で、米軍関係者による事件・事故の防止、米軍機による騒音の軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題などの具体的な問題

について、地元の要望を踏まえ、改善に向けて最大限の努力を払ってきている。

また、4月に沖縄で発生した在日米軍の軍属による殺人被疑事件を受け、日米両政府は、実効的な再発防止策を策定すべく協議を行った。そして7月に、「軍属を含む日米地位協定上の地位を有する米国の人員に係る日米地位協定上の扱いの見直しに関する日米共同発表」を発出した。この共同発表において、日米両政府は、軍属の範囲の明確化等の分野において、個別の措置の詳細を発表することを目指し、努力することを決定した。

その後、日米両政府は共同発表に基づき、集中的に協議を続け、12月、日米地位協定の軍属に関する補足協定の実質合意に達し、同協定は翌2017年1月の署名により発効した。この補足協定は、日米地位協定が規定する軍属の内容を国際約束の形で補足し、明確化するものであり、このような日米地位協定の補足協定の作成は、2015年に締結された環境補足協定に続き、2件目となる。政府としては、この補足協定の着実な実施を通じて、日米間の協力が一層促進され、在日米軍の軍属に対する管理が一層強化されることによって、軍属による事件・事故の再発防止が図られることを期待している。

(6) 朝鮮国連軍と在日米軍

1950年6月の朝鮮戦争の勃発に伴い、同月の国連安保理決議第83号及び同年7月の同決議第84号に基づき、同年7月に朝鮮国連軍が創設された。1953年7月の休戦協定成立を経た後、1957年7月に朝鮮国連軍司令部がソウルに移されたことに伴い、日本に朝鮮国連軍後方司令部が設立された。現在、同後方司令部は、横田飛行場に設置され、司令官ほか3人が常駐しているほか、8か国の駐在武官が朝鮮国連軍連絡将校として在京各国大使館に常駐している。

朝鮮国連軍は、日本との国連軍地位協定第5条に基づき、朝鮮国連軍に対して兵たん上の援助を与えるため必要な最小限度の在日米軍施設・区域を使用できる。現在、朝鮮国連軍に

は、キャンプ座間、横須賀海軍施設、佐世保海軍施設、横田飛行場、嘉手納飛行場、普天間飛行場及びホワイトビーチ地区の7か所の使用が認められている。

3 グローバルな安全保障

(1) 地域安全保障

アジア太平洋地域では、グローバルなパワーバランスの変化等に伴って安全保障環境が厳しさを増している一方、各国の政治・経済・社会体制が多様であるため、地域における安全保障面の協力の枠組みが十分に制度化されているとは言い難い。そのため、日本は、日米同盟の強化に加え、アジア太平洋地域を中心に、二国間、多国間の安全保障協力を重層的に組み合わせることで、地域における安全保障環境を日本にとって望ましいものとしていく取組を進めている。また、日本は、アジア太平洋からインド洋を経て中東・アフリカに至るまでの地域を一体として捉え、インド太平洋の自由で開かれた海洋秩序を確保することにより、この広大な地域全体の安定と繁栄を促進するとの観点から、「自由で開かれたインド太平洋戦略」(特集「自由で開かれたインド太平洋戦略」15ページ参照)を新たに打ち出した。

こうした考えの下、日本は、戦略的利益を共有する国々と安全保障分野における協力関係強化に取り組んでいる。オーストラリアとは、日豪首脳会談(9月)において、日豪、日米豪の安全保障・防衛協力の強化で一致し、2017年1月に安倍総理大臣がオーストラリアを訪問した際に、両首脳の立ち会いの下で、新たな日・豪物品役務相互提供協定(日豪ACSA)の署名を行った。

英国とは、2016年1月の第2回外務・防衛閣僚会合(「2+2」)において安全保障・防衛分野の具体的協力の更なる推進に合意したことを踏まえ、10月から11月にかけて台風戦闘機を含む英国空軍部隊が訪日し、航空自衛隊が国内を拠点に米国以外の国と実施する初めての共同訓練を実施したほか、2017年1月には

ACSAの署名を行った。フランスとは、2017年1月の第3回「2+2」においてACSAの交渉開始で一致したほか、防衛装備・技術協力の具体化等を確認した。韓国とは、北朝鮮の脅威が増大する中、日韓の更なる緊密な連携が不可欠との認識の下、11月に日韓秘密軍事情報保護協定を締結した。ASEAN諸国との間では、2月にフィリピンとの間で防衛装備品・技術移転協定に署名したほか、9月には海上自衛隊航空機（TC-90）の移転で一致した。さらに、巡視船の供与等を通じて、フィリピン、マレーシア、ベトナム、インドネシア等の海洋能力向上に向けた支援を継続して実施している。インドとの間では、日印外務次官協議（10月）及び日印首脳会談（11月）において、日印防衛装備品・技術移転協定及び日印秘密軍事情報保護協定の発効を歓迎するとともに、インド太平洋地域を自由で開かれた地域として発展させることが地域全体の安定と繁栄のために不可欠との認識を共有した。

このような二国間の協力関係強化に加え、日本は、日豪印次官協議（2月）、日米韓首脳会談（3月）、日米印局長級協議（6月）、日米豪閣僚級戦略対話（7月）等、3か国以上が参加する枠組みでの協力の推進を通じ、地域において、日米同盟を基軸とした平和と繁栄のためのネットワーク作りを進めている。

また、日本を取り巻く安全保障環境の安定のためには、中国やロシアとの間の信頼関係の増進も重要である。日中関係は、最も重要な二国間関係の1つであり、「戦略的互恵関係」の更なる推進に努めている。一方、中国の透明性を欠いた軍事力の広範かつ急速な強化や、海空域における活動の拡大・活発化は地域共通の懸念事項となっている。これに関し、日本は、安全保障・防衛分野における日中間での協力を模索するとともに、中国に対して安全保障政策における透明性の向上や国際的な行動規範の遵守を働きかけており、11月には、日中安保対話を実施した。ロシアとの間では、2016年には4回の首脳会談、3回の外相会談を行うなど、政治対話を積み重ねながら北方四島の帰属の問題

を解決して平和条約を締結すべく、精力的に交渉を行っている。安全保障の分野でも7月には日露安保協議を実施し、12月の首脳会談では、安全保障会議間の対話や防衛交流を継続することで一致した。

さらに、外務・防衛当局間（PM）協議をドイツ（6月、第15回）、フランス（7月、第19回）、タイ（8月、第13回）、英国（10月、第15回）及びカナダ（12月、第9回）との間で開催した。また、安全保障対話をクウェート（3月、第1回）、サウジアラビア（11月、第2回）、カタール（11月、第2回）及びバーレーン（12月、第3回）との間で実施した。さらに、モンゴルとの間では外交・防衛・安全保障当局間協議（1月、第3回）、北大西洋条約機構（NATO）の間では高級事務レベル協議（2月、第14回）を開催した。

これらに加え、日本は、東アジア首脳会議（EAS）、ASEAN地域フォーラム（ARF）、拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）など、地域における多国間の枠組みに積極的に参加・貢献し、地域の安全保障面での協力強化に取り組んでいる。このうちARFは、政治・安全保障問題に関する対話と協力を通じたアジア太平洋地域の安全保障環境の向上を目的としており、北朝鮮やEUといった多様な国・地域が参加する重要な安全保障対話の枠組みである。また、各種取組を通じた信頼醸成に重点を置いている観点からも、安全保障協力を進める上で重要なフォーラムである。8月に23回目となるARF閣僚会合が開催され、南シナ海、北朝鮮などの地域・国際情勢を中心に率直な意見交換を行ったほか、日本の提案により「最近の悲惨なテロに関するARF閣僚声明」が採択され、過激化対策のために各国が連帯していくことを確認した。現在ではこのように、ARFは従来の安全保障の枠組みを超え、テロ、難民、気候変動といった非伝統的な安全保障上の課題についても率直な意見交換を行うのにふさわしいフォーラムであると認識されてきている。日本は、海上安全保障に関する会期間会合（ISM）（2014年夏から2017年夏）及び災害救援に関

するISM（2013年夏から2016年夏）の共同議長国を務め、2017年2月に海上安全保障ISMを東京で開催するなど、積極的な貢献を行っている。

さらに、日本は、安全保障政策の発信や意見交換の場として、政府間協議（トラック1）のみならず政府関係者と民間有識者双方が出席する枠組み（トラック1.5）も活用している。ミュンヘン安全保障会議やアジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）、マナーマ対話といった様々な会合に参加し、日本の安全保障政策に対する各国の理解促進を図るとともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組んでいる。

(2) 平和維持・平和構築

ア 現場における取組

(イ) 国連平和維持活動（国連PKO）

国連PKOは、伝統的には、国連が紛争当事者間に立って、停戦や軍の撤退の監視などを行うことにより事態の鎮静化や紛争の再発防止を図り、当事者間の対話を通じた紛争解決を支援することを目的とした活動である。しかし、冷戦終結以降は、内戦の増加などによる国際環境の変化に伴い、停戦監視などの伝統的な任務に加え、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）、治安部門改革、選挙、人権、法の支配などの分野における支援、政治プロセスの促進、文民の保護など、多くの任務を与えられている。2017年2月末時点で、16の国連PKOミッションが中東・アフリカ地域を中心に活動しており、ミッションに従事する軍事・警察・文民要員の総数は10万人を超えている。任務の複雑化・大規模化とそれに伴う人員、装備・機材、財源などの不足という事態を受け、国連を中心に様々な場で、国連PKOのより効果的・効率的な実施に関する議論が行われている。

日本は、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から国連PKOへの協力を重視しており、「国際連合平和維持活動への協力に関する法律」（PKO法）に基づき、1992年以来、計13の国連PKOミッションなどに延べ約1万

1,500人（2017年2月時点）の要員を派遣してきた。現在は、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に対し、2011年から司令部要員を、2012年からは施設部隊も派遣している。施設部隊は、南スーダンの首都ジュバ及びその周辺において、給水活動などの避難民支援や敷地造成などの活動を実施している。南スーダンは2016年7月に首都ジュバで大規模な衝突が発生するなど、独立から5年を経て、なお大きな課題を抱えている。UNMISSを通じた南スーダンの平和と安定のための取組が引き続き重要であり、日本は要員の派遣を継続するとともに、2016年11月、いわゆる駆け付け警護の任務を付与する実施計画の変更を閣議決定した。なお、2017年3月、派遣要員のうち、施設部隊については5月末をめぐりに活動を終了することが決定された。

(イ) 平和構築に向けたODAなどによる協力

日本の国際協力において、平和構築は重要であり、開発協力大綱においても重点課題の1つとして位置付けられている。

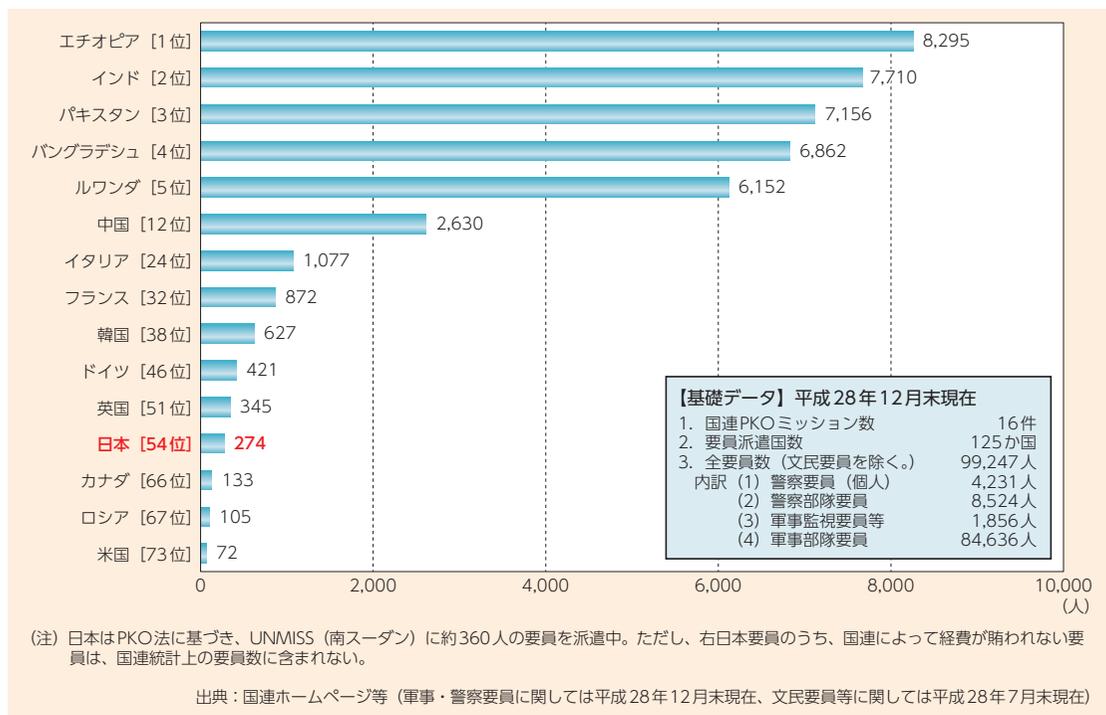
平和構築には、紛争の予防や人道支援と共に、紛争の終結、平和の定着や国づくりの支援を含めた包括的な取組を国際機関を含む多様なアクターと協力しつつ行うことが必要となる。日本は、人間の安全保障の視点に立ち、特に以下の国・地域において平和構築支援を進めている。

① アフガニスタン

アフガニスタンの自立とアフガニスタンを含む地域の安定を支援し、同国を再びテロの温床としないことは、国際社会と日本の平和と安全に関わる最重要課題の1つである。日本は国際機関とも連携し、アフガニスタンの自立と安定のため、2001年以降、総額約62億米ドルの開発支援を実施してきた。

また、10月に開催された「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」において、国際社会の支援の継続はアフガニスタン政府が改革コミットメントについて成果を出すことにかかっているという相互責任主義原則に基づき、

国連ミッションへの軍事要員・警察要員の派遣状況



2017年から2020年の4年間で年間最大約400億円の支援を継続するよう努めることを表明した。

②アフリカ

アフリカでは、多くの国で経済発展が進む一方で、長い植民地支配に端を発する政治的問題を始め、部族間、宗教間抗争等の社会的問題、高失業率や貧困・格差、基礎的社会サービスの不足等の経済社会開発に係る課題が残っている。また、近年では暴力的過激主義組織による活動の活発化とそれによる被害及び難民・国内避難民問題が深刻化していることから、国際機関とも連携し、日本は基礎教育及び職業訓練機会の提供、社会融和の促進、日本の知見を活用した国家の基礎的能力強化等の取組を通じて、持続可能な個人の自立と社会造りを支援し、アフリカにおける平和と安定の実現に貢献している。

例えば、日本はアフリカ各国が運営しているPKO訓練センターに対する支援を2007年から実施しており、計13施設に対する2016年までの支援額は計4,200万米ドル以上に達す



コンゴ民主共和国 市民と平和のための警察研修実施能力強化プロジェクト(写真提供：JICA)

る。また、日本は、2014年から、仏語圏アフリカ地域8か国(コートジボワール、コンゴ民主共和国、セネガル、チャド、ニジェール、ブルキナファソ、マリ及びモーリタニア)の刑事司法分野の人材に対し、「仏語圏アフリカ刑事司法研修」を実施している。同研修は、対象国の捜査水準の向上、被疑者の人権確保等を目的として、捜査、訴追、司法及びテロ対策に関する参加者の知見を深めることで、対象国の人材

育成や能力強化に貢献している。また、ケニア、ナイジェリア及びブルワンダを始めとする複数の国において、各国の治安維持能力及び国境管理能力向上に向けて、日本企業製の機材（顔認証システム及び指紋認証システム等）の整備を実施している。

7月の国連安保理公開討論「アフリカにおける平和構築」の際に、岸田外務大臣はアフリカのテロ対処能力向上支援（2016年から2018年までに3万人の人材育成を含む総額約1.2億米ドルの支援）を表明した。また、8月の第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）の際に、安倍総理大臣は、平和で安定したアフリカの実現に向けて、5万人の職業訓練を含む約960万人の人材育成及び約5億米ドル（約520億円）の支援を実施することを表明した。これらを通じ、日本は平和で安定したアフリカの実現に向けて引き続き貢献していく。

1 国連における取組

地域紛争や内戦の多くは、終結後に紛争の再燃に直面することから、事後に適切な支援を行うことが極めて重要である。この認識の下、2005年、紛争解決から復旧・社会復帰・復興まで一貫した支援に関する助言を行うことを目的とし、「平和構築委員会（PBC）」が設置された。PBCは、国連安保理、総会及びその他国連関連機関と緊密に連携し、ブルンジ、シエラレオネ、ギニアビサウ、中央アフリカ、リベリア及びギニアの6か国に対し、平和構築における優先課題の特定や戦略の策定に対する助言を行い、その実施を支援している。

日本はPBC設立時からのメンバーであり、2006年から2008年までは議長国として、2011年から2015年までは教訓作業部会の議長としてPBCに貢献してきた。

2015年には、PBCを含む国連平和構築アーキテクチャー（構造）全体の見直しが実施され、国連安保理など他の機関とPBCの更なる連携強化の必要性などを指摘する専門家諮問グループによる報告書が総会及び国連安保理議長に提出され、これに基づく議論を経て、2016

年4月に総会決議（A/RES/70/262）及び国連安保理決議第2282号が採択された。

また、日本はPBCと同時期に設立された平和構築基金（PBF）の活動に積極的に取り組んでおり、2016年12月現在までに総額4,600万米ドルの拠出を実施し、第6位の主要ドナー国である。岸田外務大臣は9月の国連総会の際に行われたPBFプレッジング会合に出席し、今後の資金確保のためには産官学の連携のような革新的アプローチが重要であることを強調するとともに、当面1,000万米ドル規模の拠出を目指す考えであることを表明した。

2 人材育成

(ア) 平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業

紛争後の平和構築においては、高い能力と専門性を備えた文民専門家の役割が拡大する一方で、担い手の数は十分ではなく、人材の育成が大きな課題となっている。日本は、平和構築・開発の現場で活躍できるアジア・アフリカ・中東の文民専門家を育成すべく、人材育成事業を実施してきており、2016年度末までに育成した人材は643人に上る。事業修了生は、南スーダンやアフガニスタンなど世界各地の平和構築・開発の現場で活躍しており、諸外国や国連などから高い評価を得ている。

2016年度事業では、若手人材向けの研修コースに加え、中堅層の実務家を対象とする研修コースやマンツーマン方式のキャリア構築支援等も実施した。

(イ) 平和維持要員の訓練

日本は、国連PKOに参加する各国の平和維持要員の能力向上を支援してきており、6月から10月にかけて、国連PKOへ施設部隊を派遣する意思を表明した国の施設要員に対し、日本から教官を派遣し重機の操作や整備に関する訓練を実施した（国連・アフリカ施設部隊早期展開プロジェクト（ARDEC））。また、アジア・アフリカ諸国のPKO訓練センターに対する講師などの人材派遣や財政支援も行っている。

(3) 治安上の脅威に対する取組

ア テロ及び暴力的過激主義対策

日本は、国際社会と連携しつつ、積極的にテロ及び暴力的過激主義対策の取組を進めている。

まず、国連、ASEAN地域フォーラム（ARF）、アジア太平洋経済協力（APEC）、ASEAN、アジア欧州会合（ASEM）、グローバル・テロ対策フォーラム⁴等各種多国間の枠組みにおいて国際社会との連携を再確認した。特に9月の日・ASEAN首脳会議の際には、「テロに屈しない強靱なアジア」としていくための先導的役割を日本が果たしていくとし、アジア地域に対し、総合的なテロ対策強化策として、①テロ対処能力向上、②テロの根本原因である暴力的過激主義対策及び③穏健な社会構築を下支えする社会経済開発のための取組を、今後3年間で450億円規模で実施するとともに、今後3年間で2,000人のテロ対策人材を育成すると発表し、現在、実施に向けて取り組んでいる。

また、日本が議長国を務めた5月のG7伊勢志摩サミットでは、国際社会が特に取り組むべき課題をまとめた「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」の発出をリードした。さらに、同サミットに際し、難民・テロ等の根本原因に対処するため社会安定化支援・人材育成を含む3年間で総額約60億米ドルの支援を発表し、現在、取り組んでいるところである。

加えて、チュニジア、ロシア、韓国、中国、米国、オーストラリア及びベルギーとの間でテロ対策協議を実施し、テロ情勢に関する情報交換や連携の強化等を確認した。

日本は、各国のテロ対策・治安改善能力の向上やテロの根源にある暴力的過激主義対策にも積極的に貢献している。前者では、空港等の水際対策、捜査・訴追や犯罪者処遇等の刑事司法、法整備、マネーロンダリングや組織犯罪を含むテロ資金対策といった分野で法執行機関等の研修・訓練、機材供与を行っている。また、8月に発表された国際協力事業安全対策会議の

最終報告でも、開発途上国の治安当局の能力構築支援を行うと明記されている。後者では、刑事司法の観点からの対応強化や過激化防止に対する市民社会の取組への支援等を行っている。こうした取組について、喫緊に必要な予算措置を講じつつ、着実に進めている。

2016年には、アジアやアフリカ諸国のテロ対策に携わる職員向けワークショップ等を主催した。また、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）や「コミュニティの働きかけ及び強靱性に関するグローバル基金（GCERF）」などの国際機関や基金に約1,300万米ドル拠出するとともに（2015年度補正予算）、関連プロジェクトの運営・実施等にも日本の知見を提供する等、積極的に貢献した。

イ 刑事司法分野の取組

国連の犯罪防止刑事司法会議及び犯罪防止刑事司法委員会は、犯罪防止及び刑事司法分野における国際社会の政策形成の中心機関である。5月に開催された第25会期犯罪防止刑事司法委員会において、日本は、2020年に日本で開催される第14回犯罪防止刑事司法会議の準備等に関する決議案を提出した。このほか、UNODCの犯罪防止刑事司法基金への拠出を通じて、東南アジア諸国における訴追能力向上や、ミャンマーにおける刑務所改革支援を実施した。サイバー犯罪対策においては、日本、米国、オーストラリア及びUNODCと協力し、ASEAN諸国の法執行機関を対象とする能力強化ワークショップの実施に向けて調整を進めている。

また、日本は、国際組織犯罪分野における国際的な法的枠組みの整備により、国際的な組織犯罪を防止し、これと闘うための協力を促進するために、国際組織犯罪防止条約及び補足議定書の締結について検討を進めている。

⁴ テロ対策に関する新たな多国間の枠組みとして米国から提唱され、2011年9月に設立。実務者間の経験・知見・ベストプラクティス（成功事例）の共有や「法の支配」、国境管理、暴力的過激主義対策などの分野における能力向上支援の実施などを目的とする。G7を含む29か国及びEUがメンバー（国連はパートナー）

㊦ 腐敗対策

日本は、G7議長国として、腐敗対策に関するG7の成果文書「腐敗と戦うためのG7の行動」の策定に主導的な役割を果たした。G20の枠組みでは、主にG20腐敗対策作業部会を通じ、今後2年間のG20における腐敗対策分野の行動指針ともなるG20腐敗対策行動計画2017-2018などの策定に参画した。

経済協力開発機構（OECD）贈賄作業部会は「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」のモニタリングを通じて、外国公務員贈賄の防止に取り組んでおり、日本も積極的に参加している。さらに日本はアジア開発銀行（ADB）とOECDが共同で推進する「ADB・OECDアジア太平洋腐敗対策イニシアティブ」を支援してきており、同地域での腐敗対策向上にも貢献している。

また、日本は、贈収賄、公務員による財産の横領などの腐敗に有効に対処するための措置や国際協力などを規定した国連腐敗防止条約（UNCAC）の締結についても検討を進めている。2016年には、UNODCのプロジェクトに約10万米ドルを拠出し、国連腐敗防止条約の実施促進を支援した。

㊦ マネーロンダリング（資金洗浄）・テロ資金供与対策

マネーロンダリングやテロ資金供与対策については、国際的な枠組みである金融活動作業部会（FATF）⁵が、各国が実施すべき国際的基準や新たな視点からの対策について議論を進めている。日本は、設立時からのメンバー国として、これらの議論に積極的に参加している。さらに、マネーロンダリングやテロ資金の流れを遮断するための国際的な取組を支援するため、UNODCと連携し、イランに対して法整備支援等の能力構築支援を行っている。

㊦ 人身取引対策

日本は、日々その手口が巧妙化・潜在化する人身取引犯罪に効果的に対処するため、「人身取引対策行動計画2014」に基づき、人身取引対策に係る国内体制を強化し、開発途上国への支援も積極的に実施している。6月には、人身取引分野における日本とASEAN政府間人権委員会（AIHCR）の初めての協力案件として、人身取引におけるコミュニケーション戦略に関するワークショップが、日・ASEAN統合基金（JAIF）2.0を活用してニャチャン（ベトナム）で開催され、日本からも専門家を派遣した。12月には「人身取引対策に関する政府協議調査団」を初めてイタリアに派遣し、イタリア政府関係省庁から近年の難民・移民問題における人身取引の現状や対策につき聴取するとともに、日・イタリア間で人身取引撲滅に対する決意を新たにした。また、日本で保護された外国人人身取引被害者の母国への帰国・社会復帰支援事業を2016年も継続して国際移住機関（IOM）への拠出を通じて行うとともに、UNODCが実施する東南アジア諸国向けのプロジェクトに拠出し、法執行当局に対する研修などを実施した。

㊦ 不正薬物対策

4月には、18年ぶりにニューヨークの国連本部で国連麻薬特別総会（UNGASS）が開催され、日本からは、政府代表団長として木原外務副大臣が出席した。同総会で成果文書として採択された世界の薬物問題に関する共同コミットメントには、日本が重視する覚醒剤や危険ドラッグといった合成薬物対策の重要性についても盛り込まれている。

2016年には、UNODCと協力して、アジア太平洋地域における合成薬物の分析調査やマンマーにおける不法ケシ栽培モニタリングを実施したほか、アフガニスタン及び周辺国では、

⁵ 1989年のG7アルシュ・サミット（於：フランス）において、国際的なマネーロンダリング対策の推進を目的に招集された国際的な枠組み。G7を含む34か国・地域及び2国際機関が参加。マネーロンダリング、テロ資金供与対策や大量破壊兵器の拡散資金対策について各国が実施すべき国際的基準をFATF勧告として定め、勧告の実施に向けた取組が不十分な国・地域を、マネーロンダリングやテロ資金供与の深刻な問題・脅威が認められる国・地域として特定し、公表している。

国境管理強化や代替作物開発支援、女性中毒患者支援密輸対策などのためUNODCに500万米ドルを拠出し、当該地域諸国の取組を積極的に支援した。

(4) 海洋

日本は、海上貿易と海洋資源の開発を通じ経済発展を遂げ、「開かれ安定した海洋」を追求してきた海洋国家である。日本にとって、航行・上空飛行の自由や海洋資源の開発等の経済的存立の基盤となる海洋権益は、平和と安全を確保する上で重要である。こうした海洋権益を長期的かつ安定的に確保するため、海洋秩序の維持及び海上交通の安全確保は不可欠である。

さらに、力ではなく、法とルールが支配する海洋秩序に支えられた「開かれ安定した海洋」は、日本だけでなく国際社会全体の平和と繁栄に不可欠であり、これを維持・発展させていくために、日本は海洋秩序の維持及び海上交通の安全確保に積極的に貢献している。

しかし、近年、資源の確保や安全保障の観点から各国の利害が衝突する事例が増えている。特に、アジアの海では、国家間で摩擦や緊張が高まる事例が増えており、国際社会も重大な関心を持って注視している。このような中、2014年5月のシャングリラ・ダイアローグで安倍総理大臣が提唱した「海における法の支配の三原則」を徹底していく必要があるとの認識の下、2016年にはG7の議長国として、4月のG7広島外相会合において「海洋安全保障に関するG7外相声明」を發出し、航行・上空飛行の自由、国際法の遵守、紛争の平和的解決といった原則がG7共通の利益であることを再確認するとともに、世界の安定、安全及び繁栄を脅かす海賊やその他の海上活動の脅威に対処するための国際協力や効果的な海洋状況把握(MDA)を含む海洋科学協力の重要性を確認した。5月のG7伊勢志摩サミットにおける首脳会合では、G7が一体となって「海における法の支配の三原則」の重要性を国際社会に発信し、力強い賛意を得ている。また、12月には前年のドイツでの開催に続いて「第2回海洋安

全保障に関するG7ハイレベル会合」を東京で主催するなど、日本は海洋秩序の維持及び海上交通の安全確保に尽力している。さらに、G7以外でもASEAN地域フォーラム(ARF)海上安全保障会期間会合やASEAN海洋フォーラム拡大会合(EAMF)を含む東アジア首脳会議(EAS)関連会合等の場を活用し、「開かれ安定した海洋」の重要性や海洋安全保障に関する日本の考え方及び取組について積極的に発信している。

また、日本は、ODA、防衛省・自衛隊による能力構築支援、防衛装備協力等の様々な支援を組み合わせ、主にアジア及びアフリカの沿岸国に対して、巡視船の供与、技術協力、人材育成等を通じた海上法執行能力の向上に向けた切れ目のない支援を行っており、海における法の支配の確立・促進に貢献してきている。

ア 海洋の秩序

(ア) 国連海洋法条約と日本の取組

海洋法に関する国際連合条約(国連海洋法条約:UNCLOS)は、「海の憲法」とも呼ばれ、法の支配に基づく海洋秩序の根幹を成す条約である。同条約は、公海における航行・上空飛行の自由を始めとする海洋の利用に関する諸原則や海洋の資源の開発やその規制などに関する国際法上の権利義務関係を包括的に規定している。さらに、同条約に基づき、国際海洋法裁判所(ITLOS)、大陸棚限界委員会(CLCS)及び国際海底機構(ISA)という国際機関が設立された。同条約は、日本を含む167の国(日本が承認していないものも含む。)とEUが締結している。主要な海洋国家である日本にとって、同条約が根幹を成す海洋秩序は、日本の海洋権益を確保し、海洋に係る活動を円滑に行うための礎となるものである。このため、日本は、同条約の更なる普遍化と適切な実施の確保のために、締約国会議などでの議論や関連国際機関の活動に積極的に貢献している。さらに、国内外の著名な国際法学者を招いて、海洋法に関する国際シンポジウムを開催するなど、国連海洋法条約の下での公正な海洋秩序の構築、維

持及び発展に尽力している（3-1-6参照）。

(イ) 海洋秩序に対する挑戦と日本及び国際社会の対応（1-1(2)、2-1-2(1)及び2-1-6参照）

a 東シナ海をめぐる情勢

東シナ海では、尖閣諸島周辺海域における中国公船による領海侵入事案が2016年も続いている。特に、8月には多数の中国公船が尖閣諸島周辺に押し寄せ、領海侵入を繰り返す事案も発生した。また、2016年6月には、中国海軍戦闘艦艇が尖閣諸島周辺の接続水域に初めて入域する事案も確認された。加えて、排他的経済水域及び大陸棚の境界画定がまだ行われていない海域において、中国による一方的な資源開発が継続している。さらに、近年、東シナ海を始めとする日本周辺海域において日本の同意を得ない調査活動や同意内容と異なる調査活動が多数確認されている。このように東シナ海情勢に改善が見られないことを踏まえ、日本として主張すべきは主張しつつ、引き続き、毅然かつ冷静に対応していく。

b 南シナ海をめぐる問題

南シナ海では、中国による大規模かつ急速な埋立て、拠点構築及びその軍事目的での利用等、現状を変更し緊張を高める一方的な行動、さらにはその既成事実化の試みが一段と進められており、日本を含む多くの国から懸念が表明されている。南シナ海問題に関する中国とASEANとの間の対話を歓迎するが、対話は国際法に基づき、また、現場における非軍事化及び自製の維持を前提に行われるべきである。フィリピン政府が開始した南シナ海をめぐる同国と中国との間の紛争に関する国連海洋法条約に基づく仲裁手続について、2016年7月12日に、仲裁裁判所から最終的な仲裁判断が示された。日本は、同日外務大臣談話を発出し、海洋をめぐる紛争の解決を追求するに当たって、法の支配と、力や威圧ではなく平和的な手段を用いることの重要性を一貫して主張してきたと述べるとともに、国連海洋法条約の規定に基づき、仲裁判断は最終的であり紛争当事国を法的に拘束するので、当事国は今回の仲裁判断に従

う必要があり、これによって、今後、南シナ海における紛争の平和的解決につながっていくことへの強い期待を示した。

南シナ海をめぐる問題は、資源やエネルギーの多くを海上輸送に依存し、航行・上空飛行の自由並びにシーレーンの安全確保を重視する日本にとっても、重要な関心事項である。「開かれ安定した海洋」の維持・発展に向け、国際社会が連携していくことが求められている。

④ 海上交通の安全確保

日本は、アジアやアフリカでの海賊対策などの取組や各国との緊密な連携・協力を通じて、航行・上空飛行の自由や海上交通の安全確保に積極的に貢献している。

(ア) ソマリア沖・アデン湾における海賊対策

a 海賊・武装強盗事案の現状

国際商業会議所（ICC）国際海事局（IMB）の発表によれば、ソマリア沖・アデン湾での海賊・武装強盗事案（以下「海賊等事案」）の発生件数は、2011年のピークにおいては237件であったが、2015年には0件、2016年には2件となった。これは、各国海軍などによる海上取締活動、各国商船による自衛措置の実施などの取組によるものと言えるが、ソマリア沖海賊を生み出す根本的原因ははまだ解決しておらず、国際社会が取組をやめれば、状況は容易に逆転するおそれがある。

b 海賊対処行動の延長と護衛実績

日本は、2009年からソマリア沖・アデン湾に海上自衛隊の護衛艦（海上保安官が同乗）やP-3C哨戒機を派遣し、海賊対処行動を実施している。2016年11月1日、日本政府は、海賊対処法に基づく海賊対処行動を更に1年間継続することを閣議決定した。派遣された護衛艦は、2016年1月から12月まで72回の護衛活動で114隻の商船を護衛し、P-3C哨戒機は、233回の任務飛行を行い、警戒監視や情報収集、他国艦艇への情報提供を行った。

c 海賊対策における国際協力の推進

日本は、ソマリア沖海賊を生み出す根本的の



尖閣諸島魚釣島 (写真提供: 内閣官房)



い集する漁船の状況 (8月6日撮影 写真提供: 海上保安庁)

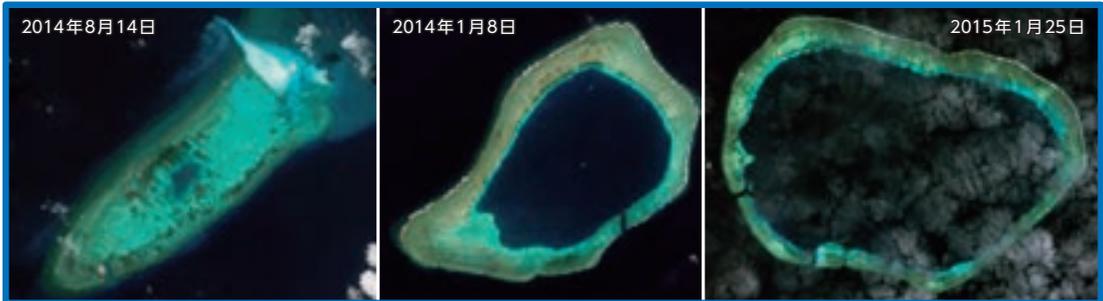


中国公船と漁船の状況 (8月6日撮影 写真提供: 海上保安庁)

ファイアリークロス礁

スビ礁

ミスチーフ礁



出典: <http://amti.csis.org/> ほか

因の解決に向けて、ソマリアや周辺国の海上保安能力の向上やソマリアの安定に向けた支援といった多層的な取組を行っている。日本は、国際海事機関（IMO）の設置した基金に1,460万米ドルを拠出し、イエメン、ケニアやタンザニアへの情報共有センターの設置や地域における能力構築のための訓練センター（ジブチ）の建設を支援した。また、国連開発計画（UNDP）が管理する国際信託基金に450万米ドルを拠出し、ソマリアや周辺国の法廷などの整備や法曹関係者の訓練・研修のほか、セーシェル等のソマリア周辺国で有罪判決を受けた海賊のソマリアへの移送などを支援している。そのほか、国際協力機構（JICA）の技術協力で能力拡充を支援してきているジブチ沿岸警備隊に対し、2015年12月、巡視艇2隻を供与した。また、ソマリアの安定に向けて、日本は、2007年以降、治安向上、人道支援、雇用創出及び警察支援のため、総額4億1,034万米ドルを拠出している。

（イ）アジアにおける海賊対策

日本は、アジアの海賊等事案対策における地域協力の促進のため、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）の策定を主導し、同協定は2006年に発効した。各締約国は、同協定に基づきシンガポールに設置された情報共有センター（ReCAAP-ISC）を通じ、海賊等事案に関する情報共有及び協力を実施しており、日本は事務局長や事務局長補の派遣や財政支援によりReCAAP-ISCの活動を支援してきている。このような日本のアジアにおける海賊対策のための取組は、国際的にも高く評価されている。

IMBの発表によれば、東南アジア海域における海賊等事案の発生件数は、2016年は68件となっている。東南アジア海域では近年、航行中又はびょうはく錨泊中の小型タンカーの船員を誘拐するという重大な事案も発生し、懸念されている。

（5）サイバー

サイバー空間が人々の経済社会の活動基盤として欠かせないものとなる一方で、サイバー攻

撃の規模や影響は年々拡大している。特に近年では、DDoS（distributed denial of service）攻撃の規模がこれまでにない大きさとなっているほか、重要インフラが攻撃の対象となり始めるなど、サイバーの脅威は深刻さを増している。

日本も例外ではなく、日本年金機構がサイバー攻撃を受け、約125万件に上る個人情報
が窃取されるなど、サイバー攻撃の脅威にさらされている。2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えており、サイバーセキュリティは日本にとって喫緊の課題である。

サイバー攻撃は、匿名性が高く、短時間で広範な影響をもたらす、地理的な制約を受けることが少なく容易に国境を越えるといった特性がある。そのため、サイバーセキュリティは、一国のみで対応することが困難な国際社会共通の課題であり、国際社会との連携や協力が不可欠である。

こうした状況を背景に、2015年9月に閣議決定された「サイバーセキュリティ戦略」に基づき、国際的なルール作り、各国との協力・信頼醸成の促進、サイバー犯罪対策、能力構築支援等の取組を進めている。

国際的なルール作りについては、日本は、サイバー空間を利用した行為に対しても従来の国際法が適用されるとの立場から、国連における政府専門家会合（国連サイバーGGE（Group of Governmental Experts））等への参加を通じ、国際社会の議論に積極的に取り組んでいる。

各国との協力・信頼醸成の促進については、これまで対話を実施してきた米国、英国、フランス、オーストラリア、イスラエル、エストニア、ロシア、EU、ASEAN等に加え、新たにドイツ、韓国及びウクライナとの間で協議・対話を実施した。さらに、3月には、ARFの枠組みにおいてEU・マレーシアの共催で開催されたサイバー信頼醸成措置のワークショップに参加したほか、5月のG7伊勢志摩サミットにおいては、G7のサイバーに関するワーキンググ

グループ（伊勢志摩サイバークループ（ISCG））を新たに立ち上げ、10月に東京において第1回会合を開催した。こうした協議等を通じて、サイバー分野における政策及び取組について情報交換し、相互理解を深め、協力強化や信頼醸成の促進に努めている。

サイバー犯罪対策については、サイバー空間の利用に関する唯一の多数国間条約である「サイバー犯罪条約」（ブダペスト条約）のアジア地域初の締約国として、サイバー犯罪条約関連会合等に積極的に参加するとともに、特にアジア地域における条約締約国の拡大に努めている。

サイバー空間の性質上、一部の国や地域における対処能力の不足が世界全体にとってのリスク要因となることから、開発途上国等への能力構築支援は日本の安全を確保する上でも重要である。日本は、ASEAN諸国を中心にCSIRT（Computer Security Incident Response Team）⁶や関係行政機関の能力強化等の支援を行っている。10月に策定した政府横断的な「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援（基本方針）」に基づき、今後もオールジャパンで戦略的かつ効率的な支援の取組を進めていく。

（6）宇宙

近年、宇宙利用の多様化及び活動国の増加に伴って宇宙空間の混雑化が進むとともに、衛星破壊（ASAT）実験や人工衛星同士の衝突等による宇宙ゴミ（スペースデブリ）の増加の問題が発生し、持続的かつ安定的な宇宙利用に関するリスクが増大している。

そのような状況に対応するため、日本は宇宙空間における法の支配の実現・強化を目指し、国際的な規範作りに関する議論に積極的に参画するとともに、各国と宇宙に関する対話・協議を促進し、宇宙空間における安全の確保に向け

た取組に貢献している。

また、国際的に宇宙空間の利活用に関する新技術の開発やサービスの普及が進展する中で、国際宇宙ステーション（ISS）を始めとする宇宙科学・探査や日本の宇宙産業の海外展開、宇宙技術を活用した地球規模課題の解決や、開発途上国の宇宙分野での能力向上支援等にも積極的に取り組んでいる。

ア 宇宙空間における法の支配の実現・強化

宇宙空間をめぐる環境の変化を踏まえ、国際社会では、宇宙空間における新たなルールの必要性が様々な形で活発に議論されており、日本としても宇宙空間における法の支配の実現・強化のため、こうした議論に積極的に関与し、貢献してきている⁷。特にASAT実験のようなスペースデブリを発生させる行為を規制するとともに、各国の宇宙活動に関する情報共有を促進する透明性・信頼醸成措置（TCBM）に関するルールを整備することが重要である。そのような観点から、日本はEUが主導する「宇宙活動に関する国際行動規範（ICOC）」の策定に関する議論に積極的に貢献してきている。

また、4月のG7広島外相会合では、G7議長国として、ASAT能力の開発への懸念や宇宙活動に関する規範の強化へのコミットメントを含む共同コミュニケを取りまとめた。

そのほか、国連宇宙空間平和利用委員会（UNCOPUOS）においては、「宇宙活動の長期的持続可能性に関するガイドライン」の作成など宇宙空間の平和利用に関する議論が行われている。日本も積極的に議論に貢献し、6月の本委員会では、12件のガイドラインが合意された。なお、2017年1月から、科学技術小委員会において、日本人初の女性宇宙飛行士の向井千秋氏が議長を務めている（コラム「宇宙外交最前線」144ページ参照）。

6 コンピュータセキュリティインシデントに対処するための組織の総称。コンピュータセキュリティインシデントによる被害の最小化を図るため、インシデント関連情報、脆弱性情報、攻撃の予兆情報等を集集・分析し、解決策や対応方針の策定、インシデント対応等を行う。

7 日本国内においても、民間事業者による宇宙活動の活発化に対応するため、2016年11月に「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律（いわゆる宇宙2法）が制定された。

コラム 宇宙外交最前線 ～国連宇宙空間平和利用委員会で活躍する宇宙の専門家たち～

国連に宇宙を専門に扱う委員会があることをご存じでしょうか？ ウィーンに本拠を置く国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS：Committee on Peaceful Uses of Outer Space）は、「宇宙の憲法」とも呼ばれる宇宙条約（1967年制定）を始めとした宇宙諸条約の策定に大きな役割を果たしてきた歴史ある委員会です。近年では、ルール作りのみならず、宇宙空間を利用した地球社会の課題の解決、宇宙空間を長期的に利用していくための方策の検討、開発途上国の宇宙利用の促進等にも積極的に取り組んでいます。

外務省では、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（JAXA）等と緊密に連携しながら、COPUOSにおける議論に積極的に貢献しています。2012年から2014年の間には、JAXA技術参与の堀川康氏が日本人として初めてCOPUOS本委員会議長に就任し、「宇宙技術による『持続可能な開発』への貢献」をCOPUOSの主要テーマとする提案を行い、加盟国から幅広い支持を得るなど、積極的なイニシアティブを発揮してきました。堀川氏は国際宇宙ステーション（ISS）の「きぼう」日本実験棟のプロジェクトマネージャを務めるなど、有人・無人の宇宙機システム開発の第一線で活躍されてきた技術者です。

そして2017年1月からは、初の日本人女性宇宙飛行士である向井千秋氏がCOPUOS科学技術小委員会の議長を務めています。宇宙外交の現場では、厳しい選考と訓練課程を経て、宇宙空間という過酷な環境下で様々なミッションを遂行した経験を持つ宇宙飛行士は大きな尊敬を集めており、その指導力は高く評価されています。

また、COPUOS法律小委員会では、慶應義塾大学の青木節子教授が「宇宙の平和的探査と利用の協力に関する国際メカニズムのレビュー」作業部会議長を務めています。宇宙資源探査など新たな国際宇宙法の課題が提起される中、第一線の研究者からの協力がこれまで以上に重要になってきています。

宇宙外交の最前線では、時として科学技術も含めた高度な専門知識や宇宙の利用開発の現場に関する深い理解や経験が求められます。このように、日本が世界に誇る宇宙の専門家の方々から様々な形で協力を得て、積極的な宇宙外交の展開が実現されています。



向井千秋氏のCOPUOS科学技術小委員会 議長就任



日本代表团による日本の宇宙探査プログラムの紹介

4 各国との宇宙対話・協議の実施

国際社会における宇宙に関する関心の高まりを反映し、幅広い分野における情報共有や国際協力を目的とした様々な二国間・多国間の宇宙対話・協議等が増加している。日本としても、宇宙主要国やアジア太平洋地域を中心に、安全保障や科学・産業分野での対話を推進している。

3月には、新たに第1回日仏包括的宇宙対話（於：パリ）を実施し、宇宙状況把握（SSA）に関する協力等について具体的な検討が開始されている。その他、3月に安全保障分野における日米宇宙協議（於：東京）や第2回日EU宇宙政策対話（於：ブリュッセル）、10月に第6回安全保障に関する日米豪宇宙協議（於：東京）などを実施している。

5 宇宙科学・探査、日本の宇宙産業の海外展開及び地球規模課題解決に向けた支援

平和目的の宇宙空間の探査及び利用の進歩は全人類の共同の利益であり、外交的にも重要な意義を持つものである。中でもISSは15か国が参加する壮大なプロジェクトであり、宇宙に関する国際協力の象徴とも言える。7月からは大西卓哉宇宙飛行士が第48次／第49次長期滞在クルーとして、ISSに約4か月間滞在し、様々な実験や「きぼう」日本実験棟の新たな利用環境構築を行った。「きぼう」は超小型衛星の放出機能を有しており、宇宙分野における能力構築支援を目的として、数多くの新興国・開発途上国の衛星の放出にも利用されている。

また、国際的に増大する人工衛星や打ち上げサービス等の需要を獲得することは日本の宇宙産業にとって重要な課題となっており、トップセールスや在外公館の活用等を通じ日本の宇宙産業の海外展開に取り組んでいる。さらには、宇宙技術を活用した開発協力の実施により、気

候変動、防災、森林保全、資源・エネルギーなどの地球規模課題への取組に貢献するとともに、開発途上国の宇宙分野での能力構築支援に取り組んできた。このような経験を踏まえ、今後、より戦略的かつ効率的な支援をオールジャパンで強力に推進するため、「宇宙分野における開発途上国に対する能力構築支援（基本方針）」が取りまとめられた。

4 軍縮・不拡散・原子力の平和的利用

(1) 概観

日本は、自国の安全を確保・維持し、また、憲法の平和主義の理念を基礎として、平和で安全な世界を目指すため、国際社会の責任ある一員として軍縮・不拡散に取り組んでいる。その対象は、大量破壊兵器（一般に核兵器・生物兵器・化学兵器を指す）、通常兵器、ミサイルを含む運搬手段とそれらの関連物資・技術である。

日本は唯一の戦争被爆国として、核兵器のない世界を実現させるべく、様々な外交努力を行っている⁸。現在の国際的な核軍縮・不拡散体制の基礎となっているのは、核兵器不拡散条約（NPT）である。日本は、このNPT体制を維持・強化するために、現実的かつ実践的な提案を打ち出していくとの方針の下、G7や非核兵器国12か国⁹から成るグループ「軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）」等の枠組みを通じて、具体的貢献を行ってきた。

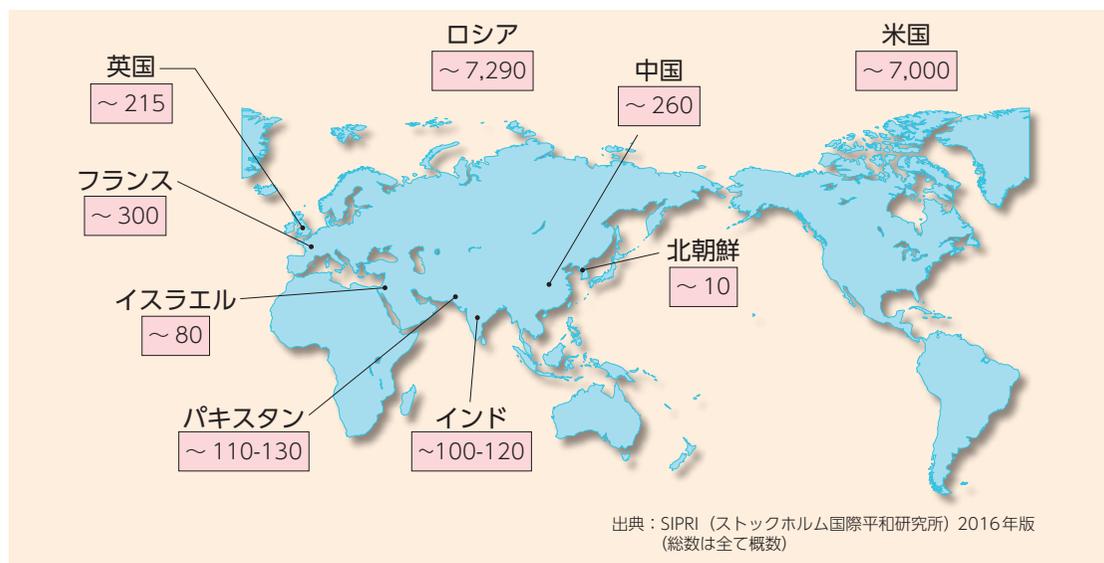
日本は、核兵器以外の大量破壊兵器である生物兵器や化学兵器、また、通常兵器についても、関連する条約の運用の強化と普遍化に向けた努力を行っている。

このほか、ジュネーブ軍縮会議（CD）における核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）などの新たな条約交渉の開始や国際

8 より詳細な日本の核軍縮・不拡散分野の政策については2016年発行の「日本の軍縮・不拡散外交（第7版）」を参照

9 2010年9月に日本及びオーストラリアが立ち上げ、カナダ、チリ、ドイツ、ポーランド、メキシコ、オランダ、トルコ、アラブ首長国連邦、フィリピン及びナイジェリアの計12か国が参加

世界の核弾頭数の状況 (2016年) : 総数



原子力機関 (IAEA)¹⁰の保障措置¹¹の強化・効率化に向けて取り組んでいる。

また、各種の国際輸出管理レジーム (体制) や「拡散に対する安全保障構想 (PSI)」¹²、核セキュリティ¹³強化に向けた取組にも積極的に参画している。

さらに、米国・ロシアを始め、多くの国との間で二国間の対話を通じた軍縮・不拡散外交も積極的に行っている¹⁴。日本は核不拡散を確保しつつ、原子力の平和的利用を推進していくことを基本にしており、二国間原子力協定の締結などによる原子力の平和的利用の促進など、その取組は多岐にわたっている。

(2) 核軍縮

ア 核兵器不拡散条約 (NPT)

日本は、核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的利用の三本柱から成るNPTを国際的な軍縮・不拡散体制の基礎として重視しており、このことは4月に行われたG7外相会合での「広島宣言」や毎年日本が国連総会に提出している核兵器廃絶決議でも強調してきた。2017年5月からは、5年に1度開催される運用検討会議 (次回は2020年に開催) に向けて、準備委員会が開催される予定である。

10 IAEAは、原子力の平和的利用を促進するとともに、原子力が平和的利用から軍事的利用に転用されることを防止することを目的とし、1957年に設立された。事務局はウィーンに設置されている。最高意思決定機関は全加盟国で構成される年1回開催される総会である。総会に対して責任を負うことを条件に、35か国で構成される理事会がIAEAの任務を遂行する機関として機能している。2016年2月現在、168か国が加盟。天野之弥氏が2009年12月以降事務局長を務めている。

11 IAEAが各国と個別に締結した保障措置協定に基づき、査察などの手段により、核物質が平和的目的だけに利用され、核兵器などに転用されないことを担保するために行われる検認活動 (査察、各国の計量管理 (核物質の在庫量の管理) 記録のチェックなど)。NPT締約国である非核兵器国は、NPT第3条に基づき、IAEAとの間で保障措置協定を締結し、国内の全ての核物質について保障措置 (包括的保障措置) を受け入れることが求められている。

12 大量破壊兵器などの拡散防止のため各国が国際法・各国国内法の範囲内で共同して取り得る措置を実施・検討するための取組で、2003年5月に発足。2016年12月現在、105か国がPSIの活動に参加・協力している。日本は、PSI海上阻止訓練を2004年及び2007年の2度主催し、2010年11月に東京においてオペレーション専門家会合 (OEG) を主催したほか、2012年7月には日本で行うものとしては初のPSI航空阻止訓練を主催した。また、他国が主催する訓練及び関連会合にも積極的に参加しており、2013年5月にポーランドで開催されたPSI創設10周年を記念するハイレベル政治会合や、2016年1月に米国で開催された政治会合 (高級事務レベル) に出席するとともに、直近では2016年4月に英国で開催されたOEGや、2016年9月に開催されたシンガポール主催PSI海上阻止訓練「Deep Sabre 16」に参加した。

13 核物質などがテロリストやその他の犯罪者の手に渡ることを防ぐための取組

14 2016年にはEU (1月・東京)、イラン (2月・東京)、韓国 (5月・東京)、米国 (7月・ワシントンDC)、ロシア (7月・東京)、インド (8月・ニューデリー)、エジプト (9月・カイロ)、イスラエル (9月・エルサレム) と軍縮・不拡散協議を実施したほか、その他の国際会議の場等も通じて、多くの国と二国間の対話を実施した。

1 G7及び被爆地訪問の呼びかけ

2016年、G7議長国を務めた日本は、核兵器国と非核兵器国の主要国から成るG7が被爆地広島で初めて開催した外相会合の成果として、核兵器のない世界に向けた力強いメッセージを「広島宣言」という形で発出した。また、オバマ米国大統領を始めとする世界の様々な指導者等が被爆地を訪問し、被爆の実相に触れたことは、「広島宣言」ともあいまって、核兵器のない世界を目指す国際的な機運を盛り上げる転機となった。

2 軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI)

NPDIは、メンバー国の外相自身による関与の下、現実的かつ実践的な提案を通じ、核兵器国と非核兵器国の橋渡しの役割を果たし、軍縮・不拡散分野での国際社会の取組を主導している。2015年4月から5月にかけての2015年NPT運用検討会議に向け、NPDIとして国際社会をリードしていくため、18本の作業文書とNPT運用検討会議の合意文書案を提出したほか、2016年も1月及び9月の北朝鮮の核実験に対して、ジュネーブ軍縮会議 (CD) や国連総会第一委員会においてこれを非難する共同ステートメントを行うなど、積極的な活動を続けている。

3 国連における取組

日本は、核兵器のない世界の実現のためには、核兵器国と非核兵器国の協力の下で現実的かつ実践的な措置を積み上げていくことが重要との基本的立場から、1994年以降、国連総会に毎年核兵器廃絶決議案を提出している。12月に開催された第71回国連総会においては、同決議案が賛成167、反対4、棄権16の圧倒的多数で採択された。



セミパラチンスク核実験場閉鎖25周年国際会議「核兵器のない世界の構築」でスピーチする滝沢外務大臣政務官
(8月29日、カザフスタン・アスタナ)

4 包括的核実験禁止条約 (CTBT)¹⁵

日本は、NPTを基礎とする核軍縮・不拡散体制を支える重要な柱であるCTBTの早期発効を重視し、未批准国への働きかけなどの外交努力を継続している。日本は、2015年9月から2017年9月までの2年間、発効促進共同調整国としてCTBTの早期発効に向けた取組を主導することとなった。さらに、2016年9月には、第8回CTBTフレンズ外相会合が開催され、岸田外務大臣は、ビショップ・オーストラリア外相と共同議長を務めた。また、同月、日本を含む42か国が共同提案国となったCTBTに関する決議 (第2310号) が国連安保理において賛成多数で採択された。

5 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT: カットオフ条約)¹⁶

長年にわたりジュネーブ軍縮会議 (CD) でのFMCTの交渉開始への合意がなされない状況を受け、2014年及び2015年に計4回の政府専門家会合 (GGE) が開催され、日本からも須田明夫元軍縮代表部大使が政府専門家として参加し、将来のFMCTの交渉に資する勧告を含む報告書が作成された。同報告書も踏まえ、2016年12月には、国連総会において、ハイレベル専門家準備グループの設置が決定さ

¹⁵ 宇宙空間、大気圏内、水中、地下を含むあらゆる場所における核兵器の実験的爆発及び核爆発を禁止。1996年に署名開放されたが、2016年12月現在、条約発効のために批准が必要な国 (発効要件国) 全44か国のうち、中国、エジプト、イラン、イスラエル及び米国が未批准、インド、北朝鮮及びパキスタンが未署名のために未発効となっている。

¹⁶ 核兵器その他の核爆発装置製造のための原料となる核分裂性物質 (高濃縮ウラン及びプルトニウムなど) の生産を禁止することにより、核兵器の数量増加を止めることを目的とする条約構想

大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器（関連物質などを含む。）の軍縮・不拡散体制の概要

大量破壊兵器			大量破壊兵器の 運搬手段(ミサイル)	通常兵器 (小型武器、対人地雷を含む。)	
核兵器	生物兵器	化学兵器		特定通常兵器 使用禁止・制限 条約(CCW) (123) 1983年12月発効	国連小型武器 行動計画 (PoA)※ 2001年7月採択
核兵器不拡散条約 (NPT) (★) (191) 1970年3月発効	生物兵器禁止条約 (BWC) (178) 1975年3月発効	化学兵器禁止条約 (CWC) (★) (192) 1997年4月発効	弾道ミサイルの 拡散に立ち向かうための ハーグ行動規範 (HCOC) ※ (138) 2002年11月採択	対人地雷禁止 条約(162) 1999年3月発効	トレーシングに 関する 国際文書※
IAEA包括的保障措置協定 (NPT第3条に基づく義務) (★) (174) 1971年2月モデル協定採択				クラスター弾に関する条約 2010年8月発効(100)	武器貿易条約 (ATT) (91) 2014年12月発効
IAEA追加議定書(★) (129) 1997年5月モデル議定書採択			ミサイル技術管理レジーム (MTCR) ※ (35) ミサイル本体及び 関連汎用品・技術 1987年設立	ワッセナー・アレンジメント(WA) ※ (41) 通常兵器及び関連汎用品・技術 1996年設立	
包括的核実験禁止条約(★) (未発効) (CTBT) 1996年9月採択 (批准国数:166.発効要件国 44か国中36か国が批准)				拡散に対する安全保障構想(PSI) 2003年5月31日立ち上げ	
原子力供給国グループ (NSG) ※ (48) 原子力専用品・技術及び 関連汎用品・技術 1975年設立	オーストラリア・グループ(AG) ※ (42) 生物・化学兵器及び関連汎用品・技術 1985年設立				
ザンガー委員会※ (39) 原子力専用品 1974年設立					

（注1）図表中の（★）は検証メカニズムを伴うもの
 （注2）（ ）内の数字は2016年12月現在の締結・批准・加盟国・地域（機関）数
 （注3）通常兵器に関しては、このほかに移転の透明性向上を目的とする国連軍備登録制度が1992年に発足
 （注4）※は政治的規範であって法的拘束力を伴う国際約束ではない。

れ、2017年及び2018年にFMCTの実質的な要素について議論することとなった。2017年2月には、日本は、同グループのメンバー国に選定され、佐野利男元軍縮代表部大使を専門家として派遣することを決定した。

軍縮・不拡散教育

近年、軍縮・不拡散問題への取組を推進する上で、軍縮・不拡散についての教育の重要性が国際社会に広く認識されてきており、日本は、唯一の戦争被爆国として、これを積極的に推進してきている。日本の取組として、被爆証言の多言語化、各国若手外交官の被爆地研修を実施しているほか、被爆者を「非核特使」として委嘱し、国際会議等で被爆体験証言をするなど、被爆の実相を国内外に伝達する活動を政府として後押ししている。近年、被爆者の高齢化が進

む中、これまでの「非核特使」制度に加えて2013年に創設した「ユース非核特使」制度は、国内外の若い世代を対象としており、広島・長崎の被爆の実相を世代を超えて語り継いでいく取組にも重点を置いている。2016年3月には、ユース非核特使経験者が100人を超えたことを踏まえ、G7広島外相会合のプレイベントとして「ユース非核特使OB・OG広島フォーラム 一核兵器のない世界の実現のために、今、若者にできること」を広島市で開催し、海外の若者にもユース非核特使制度を広げていくことを発表したほか、12月には、長崎市において第26回国連軍縮会議とユース非核特使フォーラムから成る「核兵器のない世界へ 長崎国際会議」を開催した。また、広島市や長崎市との協力の下、在外公館を通じた海外における原爆展の展開支援も行っており、ニューヨー

ク（米国）、ジュネーブ（スイス）、ウィーン（オーストリア）において常設原爆展が開設されている。

ク そのほかの二国間での取組

核軍縮・不拡散及び環境汚染防止の観点からは、日露非核化協力委員会を通じ、ロシアにおける退役原子力潜水艦解体関連の協力を実施している¹⁷。また、ウクライナやカザフスタンとの間でそれぞれ設立した核兵器廃棄協力委員会を通じ、核セキュリティ強化等に資する協力を実施した¹⁸。

（3）不拡散

ク 大量破壊兵器などの拡散防止の取組

日本は、不拡散体制の強化にも力を入れている。IAEAについては、指定理事国¹⁹としてその活動に人的・財政的貢献を行っており、2009年以降、IAEA事務局長を天野之弥氏が務めている。天野事務局長は、「平和と開発のための原子力（Atoms for Peace and Development）」を掲げ、保障措置の実施、イランや北朝鮮の核問題への対応に加えて、原子力を利用した開発課題への対処にも力を入れてきた。天野事務局長のリーダーシップによるこれらの取組は、各国から高い評価を得ている。また、日本は、国際的な核不拡散体制の中核的な措置であるIAEAの保障措置について、より多くの国が追加議定書²⁰を締結するよう、IAEAが主催する地域セミナーへの人的・財政的支援や、様々な協議の場を活用した各国への働きかけを進めている。具体的事例としては、5月にニジェールで

開催されたIAEA主催追加議定書促進セミナーや、7月に日本原子力研究開発機構（JAEA）、核不拡散・核セキュリティ総合支援センター（ISCN）、米国及びミャンマー政府が共催した追加議定書及び大量破壊兵器物質識別トレーニングに関するセミナーへ職員を派遣し、追加議定書の重要性や日本のこれまでの取組を紹介したことなどが挙げられる。

日本は、核兵器、生物・化学兵器、ミサイル²¹、通常兵器それぞれについて、兵器やその関連汎用品・技術の供給能力を持ち、適切な輸出管理を支持する国々による協調のための枠組みである輸出管理レジームに参加している。特に、原子力供給国グループ（NSG）については、在ウィーン国際機関日本政府代表部が事務局の役割を果たしている。このほか、通常兵器等の輸出管理レジームであるワッセナー・アレンジメント（WA）は、2016年に発足20周年を迎え、記念行事の一環として、在ウィーン国際機関日本政府代表部において、WAに参加していない国への意識啓発を目的としたワークショップを開催した。

また、日本は拡散に対する安全保障構想（PSI）の活動に積極的に参加しているほか、アジア不拡散協議（ASTOP）²²やアジア輸出管理セミナー²³を開催し、アジア諸国を中心に不拡散体制への理解促進と地域的取組の強化を図っている。さらに、ロシアや中央アジアなどで大量破壊兵器やその運搬手段の研究開発に関与していた科学者などを国際科学技術センター（ISTC）を通じて平和的な目的の研究に従事させることにより、大量破壊兵器に関する知識・

17 退役原子力潜水艦解体事業「希望の星」は、2002年6月のG8カナナスキス・サミット（於：カナダ）において合意された、大量破壊兵器及びその関連物質の拡散防止を主な目的とする「G8グローバル・パートナーシップ」の一環として実施されたもので、2009年12月までに計6隻を解体して完了した。2010年8月からは、解体した原子力潜水艦の原子炉区画を安全に保管するため原子炉区画陸上保管施設の建設に対する協力を実施した。

18 2011年1月、日・ウクライナ核兵器廃棄協力委員会を通じ、ハリコフ物理技術研究所核セキュリティ強化、さらに、同年11月、日・カザフスタン核兵器廃棄協力委員会を通じ、カザフスタン・ウルバ冶金工場核セキュリティ強化に対する協力をそれぞれ実施した。

19 IAEA理事会で指定される13か国。日本を始めG7などの原子力先進国が指定されている。

20 包括的保障措置協定等に追加して、各国がIAEAとの間で締結する議定書。追加議定書の締結により、IAEAに申告すべき原子力活動情報の範囲が拡大されるなど検認活動が強化される。2016年10月現在、129か国が締結

21 弾道ミサイルに関しては、輸出管理体制のほかにも、その開発・配備の自制などを原則とする「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうためのハーグ行動規範」（HCOC）があり、日本は2013年5月から1年間議長国を務めた。HCOCには2016年6月、インドが新たに参加した。

22 日本が主催し、ASEAN10か国、中国、韓国、米国、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド及びフランスが参加して、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う多国間協議。最近では2017年1月に開催された。

23 日本が主催し、アジア諸国・地域の輸出管理当局関係者などが参加して、アジア地域における輸出管理強化に向けて意見・情報交換をするセミナー。1993年から毎年東京で開催しており、最近では2017年2月に開催し、約30か国・地域等が参加した。

技能の拡散防止と国際的な科学協力にも貢献している。

非国家主体への大量破壊兵器及びその運搬手段（ミサイル）の拡散防止を目的として2004年に採択された国連安保理決議第1540号²⁴について、決議第1977号（2011年）に基づいて行われた包括的レビューの結果を踏まえ、2016年12月に決議第2325号が採択された。今後、同決議に基づいて日本を含む各国が大量破壊兵器の不拡散に関する取組を強化していく。

1 地域の不拡散問題

北朝鮮の核・ミサイル開発の継続は、国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であり、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦である。

北朝鮮は、2016年に入ってから2回の核実験及び20発を超える弾道ミサイルを発射した。国連安保理は、2016年3月に決議第2270号を、同年11月に決議第2321号をそれぞれ採択したが、北朝鮮はその後一連の決議を無視し、2017年2月及び同年3月にも弾道ミサイルを発射した。

北朝鮮は、2016年1月の核実験後は「水爆実験に成功した」²⁵、同年9月の核実験後は「核弾頭の爆発実験に成功した」²⁶と主張している。2016年8月に発表されたIAEAの事務局長報告では、北朝鮮の核開発の状況について、IAEAが観察した期間（2015年8月27日から2016年8月19日）^{ニョンピョン}を通して、継続的に寧辺の5MWe黒鉛減速炉の運転に伴う兆候が確認されたと述べている。

また、北朝鮮の弾道ミサイル開発状況について、2017年3月に発表された国連安保理の北朝鮮制裁委員会専門家パネル報告書には、中距離弾道ミサイルの導入による飛距離の伸長や潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）発射における固体燃料へのシフト等、短期間で弾道ミサイル技術が著しく進展したと記載されている。

北朝鮮の核・ミサイル能力の増強は、日本を含む地域及び国際社会全体にとって新たな段階の脅威であり、引き続き米韓を含む関係国と緊密に連携しつつ、北朝鮮に対し、核・ミサイル計画の放棄に向けた措置を着実に実施するよう強く求めていく。また、各国が国連安保理決議で義務付けられた制裁を厳格かつ全面的に履行するための取組として、アジア不拡散協議（ASTOP）やアジア輸出管理セミナーを含め、アジア地域を中心とした輸出管理能力の構築も進めていく（2-1-1（1）参照）。

一方で、イランの核問題は2015年から2016年にかけて動きを見せた。2015年7月には、EU3（英仏独）+3（米中露）とイランが、イランの核問題に関する最終合意である「包括的共同作業計画（Joint Comprehensive Plan of Action：JCPOA）」²⁷に合意した。JCPOAでは、イランの原子力活動に制約をかけつつ、それが平和的であることを確保した上で、イラン側の措置の実施に伴い、これまでに課された制裁が解除される手順が明記された。また、JCPOAを承認し、IAEAに必要な検証・監視活動を行うよう要請するなどの内容を含む国連安保理決議第2231号が採択された。

24 2004年4月採択。全ての国に対し、①大量破壊兵器等の開発等を試みるテロリスト等への支援の自制、②テロリスト等による大量破壊兵器等の開発等を禁ずる法律の制定及び③大量破壊兵器等の拡散を防止する国内管理（防護措置、国境管理、輸出管理等）の実施を義務付けるとともに、国連安保理の下に国連安保理理事国より構成される「1540委員会」（決議第1540号の履行状況の検討と国連安保理への報告が任務）を設置

25 2016年1月6日 朝鮮中央通信

26 2016年9月9日 朝鮮中央通信

27 包括的共同作業計画（Joint Comprehensive Plan of Action：JCPOA）

●イランの原子力活動に制約をかけつつ、それが平和的であることを確保し、また、これまでに課された制裁を解除していく手順を詳細に明記したもの

（イラン側の主な措置）

●濃縮ウラン活動に係る制約

・稼働遠心分離機を5,060機に限定
・ウラン濃縮の上限は3.67%、貯蔵濃縮ウランは300kgに限定等

●アラク重水炉、再処理に係る制約

・アラク重水炉は兵器級プルトニウムを製造しないよう再設計・改修し、使用済燃料は国外へ搬出
・研究目的を含め再処理は行わず、再処理施設も建設しないなど

イランとIAEAは、イランの核問題に関する軍事的側面の可能性²⁸について規定された「イランの核計画に関する過去及び現在の未解決の問題の解明のためのロードマップ」に基づいて検証作業を行い、2015年12月にIAEA事務局長による最終評価報告²⁹が発出された。

さらに、2016年1月には、イランがJCPOAで約束した一部の措置を履行したことがIAEAにより検認された。これにより、国連安保理決議第2231号に基づき、過去の関連する国連安保理決議によって課された制裁の一部が終了した。ただし、イランの核活動やミサイルなどに関連する移転活動には引き続き制約が課されている。

日本は、JCPOAを支持し、その履行遵守の継続が重要であるとの立場の下、2015年10月の岸田外務大臣のイラン訪問時に、原子力安全やIAEA保障措置・透明性措置の分野で協力を行っていく意図を表明した。さらに、2016年12月7日の日・イラン外相会談に合わせ、核合意の継続的遵守の支援を目的として、IAEAを通じた原子力安全分野の協力のために55万ユーロ、保障措置分野の協力のために150万ユーロの支援を決定した。

シリアによるIAEA保障措置の履行については、シリア情勢悪化の影響もあって事態は進展していないが、シリアがIAEAに対して完全に協力し、事実関係が解明されるためにも同国が追加議定書を署名・批准し、これを実施することが重要である。

☑ 核セキュリティ

近年、核物質そのほかの放射性物質を使用したテロ活動を防止するための「核セキュリティ」

についても、IAEAや国連、有志国による各種の取組を通じて国際協力が強化された。特に、オバマ米国大統領が提唱して開始された核セキュリティ・サミットは、最後となる第4回のサミットが2016年3月にワシントンDC(米国)で53か国・3機関が出席して開催され、IAEAや国連等の核セキュリティを今後推進していく国際機関・枠組みの行動計画を策定した。日本から安倍総理大臣が出席し、核物質の最小化と適正管理、核セキュリティ分野の人材育成・能力支援等、日本の国際社会における核セキュリティ強化へ向けた取組を表明した。具体的には、前回(2014年、ハーグ(オランダ))のサミットで約束した日本原子力研究開発機構の高速炉臨界実験装置から高濃縮ウラン及びプルトニウム燃料の全量撤去を完了したこと、京都大学臨界集合体実験装置を低濃縮ウラン燃料を利用する原子炉に転換し同装置から高濃縮ウラン燃料を全量撤去すること等を表明した。核セキュリティ・サミットで、今後IAEAが国際的な核セキュリティの取組で中心的役割を果たすことが確認されたことを受け、2016年12月、ウィーン(オーストリア)でIAEAの主催により「核セキュリティに関する国際会議」が開催され、130か国及び17国際機関・団体から2,000人以上が参加した。日本からは、齋藤外務副大臣が出席し、核物質の最小化や適正管理の取組の継続、核セキュリティ分野の人材育成の継続を表明するとともに、天野IAEA事務局長との間で、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、日本とIAEAが核テロ対策において協力することで一致したことを発表した。

28 PMD (Possible Military Dimensions : 軍事的側面の可能性)

2011年11月、IAEAは、イランの核活動に関し、核爆弾開発の兆候について、起爆装置の開発等を含む12項目から成る「軍事的側面の可能性」を事務局長報告として指摘。以降、本件はイランとIAEAとの協議における重要な論点として扱われてきた。

29 イランの核問題の軍事的側面の可能性 (PMD) に関するIAEA事務局長の最終評価報告 (要旨)

結論として以下の3点について言及

- (1) 「イランの核計画に関する過去及び現在の未解決の問題の解明のためのロードマップ」において行うことになっていた活動は、全てスケジュールどおりに終了した。
- (2) IAEAは、2003年末までにイランにおいて、核爆発装置の開発に関連する活動が組織的に行われ、一部の活動については2004年以降も行われたと評価。同時に、IAEAは、これらの活動は実現可能性・科学的研究並びに一定の関連する技術的知見及び能力の獲得以上に進展しなかったと評価。また、2010年以降に核爆発装置の開発に関連する活動が行われたとする信頼性のある根拠を有していない。
- (3) IAEAは、イランの核計画に関する軍事的側面の可能性に関し、核物質の転用についての信頼性のある根拠を何ら発見していない。

(4) 原子力の平和的利用

ア 多国間での取組

原子力の平和的利用は、核軍縮・不拡散と並んでNPTの三本柱の1つとされており、核軍縮・不拡散を進める国が平和的目的のために原子力の研究、生産及び利用を発展させることは「奪い得ない権利」であるとされている。

国際的なエネルギー需要の拡大や地球温暖化問題への対処の必要性などから、原子力発電³⁰の拡充や新規導入を計画する国は多く、東京電力福島第一原子力発電所の事故後も、原子力発電は国際社会における重要なエネルギー源となっている。

一方、原子力発電に利用される核物質、機材及び技術は軍事転用が可能であり、また一国の事故が周辺諸国にも大きな影響を与え得る。したがって、原子力の平和的利用に当たっては、①保障措置、②原子力安全（原子力事故の防止に向けた安全性の確保など）及び③核セキュリティの「3S」³¹の確保が重要である。また、東京電力福島第一原子力発電所事故の当事国として、事故の経験と教訓を世界と共有し、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことは、日本の責務である。この観点から、IAEAと協力し、2013年に福島県に「IAEA緊急時対応能力研修センター（IAEA・RANET・CBC）」を指定しており、2016年には、4月、8月、10月及び12月に、国内外の関係者を対象として、緊急事態の準備及び対応の分野における能力強化のための研修を実施した。

福島第一原発の廃炉・汚染水対策、除染・環境回復は着実に進展しているが、世界にも前例がない困難な作業の連続であり、世界の技術や叡智^{えいち}を結集して取り組んでいる。IAEAとは事故直後から協力しており、2016年は、海洋モニタリング専門家の受入れ（5月及び11月）や除染に関する専門家会合（2月）を実施した。また、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）は、2014年に放射線影響評

価に関する報告書を公表して以来、福島県において説明会を開催している（2016年は2月及び11月）。

また、国際社会の正しい理解と支援を得ながら事故対応と復興を進めるためには、適時適切な情報発信が必要である。この観点から、日本は、福島第一原発の廃炉作業・汚染水対策の進捗、空間線量や海洋中の放射能濃度のモニタリング結果、食品の安全といった事項について、IAEAを通じて包括的な報告を定期的に公表しているほか、外交団に対する説明会の開催や在外公館を通じた情報提供などを行っている。

原子力科学技術は、原子力発電のみならず、保健・医療、食糧・農業、環境、工業適用等の分野でも活用されている。これら非発電分野における原子力の平和的利用の促進と開発課題への貢献は、開発途上国がNPT加盟国の大半を占める中で重要性が増してきている。IAEAも、天野IAEA事務局長が「平和と開発のための原子力（Atoms for Peace and Development）」を掲げて開発途上国への技術協力を重視している。

日本は、平和的利用イニシアティブ（PUI）等を通じてこれを積極的に支援しており、2015年4月、NPT運用検討会議において、日本はPUIに対し、向こう5年間で総額2,500万米ドルの拠出を行うことを表明した。2016年には、PUIを通じ、開発途上国における感染症対策、災害対策等のプロジェクトに対して支援を行った。

イ 二国間原子力協定

二国間原子力協定は、特に原子力の平和的利用の推進と核不拡散の確保の観点から、原子炉のような原子力関連資機材等を移転するに当たり移転先の国からこれらの平和的利用などに関する法的な保証を取り付けるために締結するものである。

また、日本は、「3S」を重視する観点から、

³⁰ IAEAによれば、2016年12月現在、原子炉は世界中で450基が稼働中であり、60基が建設中（IAEAホームページ）

³¹ 核不拡散の代表的な措置であるIAEAの保障措置（Safeguards）、原子力安全（Safety）及び核セキュリティ（Security）の頭文字を取って「3S」と称されている。

最近の原子力協定においては、原子力安全面に関する規定も設けており、協定の締結により、原子力安全の強化などに関し、協定に基づく協力の促進も可能となる。

日本の原子力技術に対する期待は、福島第一原発の事故後も引き続き諸外国から表明されている。二国間の原子力協力については、福島第一原発事故に関する経験と教訓を世界と共有することにより、国際的な原子力安全の向上に貢献していくことが日本の責務である。この認識の下、日本は相手国の事情や意向を踏まえつつ、世界最高水準の安全性を有する原子力関連資機材・技術を提供していく考えである。原子力協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係などを総合的に勘案し、個別具体的に検討していくこととしている。

なお、日本は、2016年末現在、カナダ、オーストラリア、中国、米国、フランス、英国、欧州原子力共同体 (EURATOM)、カザフスタン、韓国、ベトナム、ヨルダン、ロシア、トルコ及びアラブ首長国連邦との間でそれぞれ原子力協定を締結している。

(5) 生物兵器・化学兵器

ア 生物兵器

生物兵器禁止条約 (BWC)³²は、生物兵器の開発・生産・保有などを包括的に禁止する唯一の多国間の法的枠組みである。条約遵守の検証手段に関する規定がなく、条約をいかに強化するかが課題となっている。

2006年の第6回運用検討会議以降、履行支援ユニット (事務局機能) の設置や、年2回の会合の開催などが決定され、BWCの実施強化に向けて取組が進んできた。しかし、2016年11月に開催された第8回運用検討会議の最終文書では、各国の意見対立のため、会合開催が

年1回となり、実質的合意事項は減少した。日本としては、2017年12月の締約国会合に向けて条約の実施強化に取り組んでいく。

イ 化学兵器

化学兵器禁止条約 (CWC)³³は、化学兵器の開発・生産・貯蔵・使用などを包括的に禁止し、既存の化学兵器の全廃を定めている。条約の遵守を検証制度 (申告と査察) によって確保しており、大量破壊兵器の軍縮・不拡散に関する国際約束としては画期的な条約である。CWCの実施機関として、ハーグ (オランダ) に化学兵器禁止機関 (OPCW) が設置されている。OPCWは、2013年9月以降継続しているシリアの化学兵器廃棄において、国連と共に重要な役割を果たしており、日本はその活動に対して財政的支援を行った。2015年8月、シリア国内で引き続き発生している塩素ガス使用等の責任特定のため、国連・OPCW共同調査メカニズムが国連安保理決議に基づき設置された。2016年11月には、同調査メカニズムの活動任期が1年間延長され、化学兵器の使用責任の特定や化学兵器が二度と使用されないようにするための努力が続けられている。

日本は、加盟国を増やすための協力、条約の実効性を高めるための締約国による条約の国内実施措置の強化及びそのための国際協力を積極的に取り組んでいる。

また、日本は、CWCに基づき、中国に遺棄された旧日本軍の化学兵器について、国内の老朽化した化学兵器と同様に廃棄義務を負っており、中国と協力しつつ、1日も早い廃棄の完了を目指して最大限の努力を行っている。

(6) 通常兵器

ア クラスター弾³⁴

日本は、クラスター弾の人道上の問題を深刻に受け止め、被害者支援や不発弾処理といった

32 1975年3月発効。締約国数は178か国 (2016年12月現在)

33 1997年4月発効。2015年8月にミャンマー、10月にアンゴラが加入し、締約国数は192か国となった (2016年12月現在)。

34 一般的には、多量の子弾を入れた大型の容器が空中で開かれて子弾が広範囲に散布される仕組みの爆弾及び砲弾のことを言う。不発弾となる確率が高いとも言われ、不慮の爆発によって一般市民を死傷させることなどが問題となっている。

対策を実施するとともに、クラスター弾に関する条約（CCM：Convention on Cluster Munitions）³⁵の締約国を拡大する取組を継続している。また、ラオスやレバノンなどのクラスター弾の被害国に対し、不発弾処理や被害者支援事業の協力を行っている³⁶。

対人地雷

日本は、実効的な対人地雷の禁止と被害国への地雷対策支援の強化を中心とした包括的な取組を推進している。アジア太平洋地域各国への対人地雷禁止条約（オタワ条約）³⁷締結の働き掛けに加え、1998年以降、51か国・地域に対して約670億円を超える地雷対策支援（地雷除去、被害者支援等）を実施してきている。

2016年12月には、チリでオタワ条約第15回締約国会議が開催され、日本からはこれまでの日本のオタワ条約の普遍化や地雷対策支援の取組及び実績を振り返るとともに、対人地雷のない世界を目指し今後とも積極的な役割を果たすとの姿勢を表明した。

武器貿易条約（ATT）

通常兵器の国際貿易を規制するための国際的な共通基準を確立し、不正な取引等を防止することを目的としたATT³⁸が、2013年4月に国連総会で採択され、2014年12月24日に発効した。2016年8月に開催された第2回締約国会議では、効果的な履行を促進するための任意信託基金の設置が正式に決定されるとともに、条約普遍化に関する非公式作業部会の立ち上げが決定された。日本は、条約の検討を開始する国連総会決議の原共同提案国の1つとして、国連における議論及び交渉を主導し、条約の発効後は締約国会議等における議論に積極的に貢献してきており、未締結の国に対して早期締結を

呼びかけている。

特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用を禁止又は制限するもので、手続事項等を定めた枠組条約及び個別の通常兵器等について規制する5つの付属議定書から構成される。枠組条約は1983年発効した³⁹。日本は、枠組条約及び改正議定書Ⅱを含む議定書ⅠからⅣを締結している。12月の第5回運用検討会議では、近年のロボットの軍事利用の増加を背景にした国際社会の懸念に対応するため、自律型致死兵器システム（LAWS）に関する政府専門家会合の設置が決定された。

小型武器

事実上の大量破壊兵器とも称される小型武器は、その操作の手軽さゆえに、拡散が続いており、紛争の長期化や激化、治安回復や復興開発の阻害などの問題の一因となっている。日本は、毎年、国連小型武器決議の国連総会への提出を始め、国連における取組に貢献すると同時に、世界各地において武器回収、廃棄、研修などの小型武器対策プロジェクトを支援している。

5 国際連合（国連）における取組

(1) 国際連合（国連）

日本と国連との関係

2016年は日本が国際連合（国連）に加盟して60周年の節目の年であった。1956年12月18日、日本は、二度の世界大戦の反省に立ち、戦争の惨禍から将来の世代を救うために設立された国連の第80番目の加盟国となった。加盟

35 クラスター弾の使用・所持・製造などを禁止するとともに、貯蔵クラスター弾の廃棄、汚染地域におけるクラスター弾の除去などを義務付ける条約で、2010年8月に発効した。2016年12月現在の締約国数は、日本を含め100か国・地域

36 クラスター弾対策及び対人地雷対策に関する国際協力の具体的な取組については、開発協力白書を参照

37 対人地雷の使用・生産などを禁止するとともに、貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去などを義務付ける条約で、1999年3月に発効した。2016年12月現在の締約国数は、日本を含め162か国

38 武器貿易条約（ATT）の2016年12月現在の署名国は130か国、締約国は87か国。日本は、署名が開放された日に署名を行い、2014年5月、アジア太平洋で最初の締約国となった。

39 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の2016年12月現在の締約国は123か国



国連本部（写真提供：UN Photo/Andrea Brizzi）

以来、日本は国連を通じ、世界の平和と繁栄のために積極的に貢献してきた。

国連は、世界のほぼ全ての国（2016年12月現在193か国）が加盟する普遍性を備えた国際機関であり、紛争解決や平和構築、テロ対策、軍縮・不拡散、開発、人権、環境・気候変動、防災を含む多種多様な分野において、高度な専門性を持って、国際社会が直面する諸課題に取り組んでいる。

2016年1月から2年間、日本は加盟国中最多の11回目となる国連安全保障理事会（国連安保理）の非常任理事国を務めており、国際社会の平和と安全の維持のために、主要な役割を果たしている。国連安保理非常任理事国として、また、国連加盟60周年を契機に、日本は国連を通じた協力を更に強化し、地球規模課題への対応など、一国では実現できない外交目標の達成に向けて一層積極的に取り組んでいる。

2016年9月に開会した第71回国連総会には、安倍総理大臣及び岸田外務大臣が出席した。

安倍総理大臣は、4年連続となる国連総会一般討論演説において、北朝鮮による核実験及び弾道ミサイル発射の脅威は、これまでと異なる次元に達したとした上で、国連安保理の議論を先導していく決意を表明するとともに、拉致問題についても提起し、早期解決の必要性を国際社会に対して訴えた。また、安倍総理大臣は、



国連総会に出席する安倍総理大臣
（9月21日、米国・ニューヨーク 写真提供：内閣広報室）



安倍総理大臣と潘基文国連事務総長との会談
（9月20日、米国・ニューヨーク 写真提供：内閣広報室）

日本の国連加盟60周年に当たり、加盟以来、日本が国連の場で積み重ねてきた国際貢献に言及した上で、この先60年においても、日本が国連強化のための努力を惜しまないことを強調した。最後に、安倍総理大臣は、国連の強化のためには、国際情勢の変化を踏まえた、国連のガバナンス構造の根本的変化が必要であり、国連安保理改革が急務であることを加盟国に訴えて、演説を締めくくった。

第71回国連総会の主要課題の1つは、紛争により人道状況の悪化するシリア情勢及びそれに伴う難民・移民問題への対応であった。

安倍総理大臣は、難民及び移民に関する国連サミットにおいてステートメントを行い、日本の難民・移民問題に対するアプローチとして、「人間の安全保障」及び「人道支援と開発支援の連携」を紹介した上で、2016年から2018年までの3年間で、総額28億米ドル規模の難民・移民への人道支援、自立支援及び受入れ

国・コミュニティ支援を行うことを表明した。

また、安倍総理大臣は、オバマ米国大統領主催の難民サミットにも出席し、前述の支援に加え、①世界銀行のグローバル危機対応プラットフォームへの総額1億米ドル規模の協力、②紛争の影響を受けた約100万人に対する教育支援・職業訓練等の人材育成の実施、及び③青年海外協力隊員によるシリア難民及びホストコミュニティ支援の実施を表明した。

さらに、安倍総理大臣は、シリア情勢に関する国連安保理ハイレベル会合に出席し、人道アクセスが改善し、政治プロセスへ移行していくことを国連安保理として力強く後押しすることの必要性を指摘した上で、日本の具体的な貢献策として、2016年、シリア・イラク及び周辺国に対し11.3億米ドルの支援を国際機関との連携の下、実施することを表明した。

これらに加えて、安倍総理大臣は、男女平等促進のため男性の関与を呼びかけるUN Womenのキャンペーン「HeForShe」レセプションに出席し、「女性が輝く社会」の実現に向けた日本の取組について発信するとともに、参加者に積極的な取組を呼びかけた。

安倍総理大臣は、国連総会出席の機会に、各国首脳を始めとする要人との会談を精力的に実施した。

潘基文^{パンギムン}国連事務総長との会談において、安倍総理大臣は、北朝鮮の核・ミサイル問題について緊密に連携していくことを確認するとともに、「平和安全法制」の施行により、国連平和維持活動（PKO）を始め安全保障分野において、一層の国際貢献が可能となることを説明した。

ピーター・トムソン第71回国連総会議長との会談において、安倍総理大臣は、国連安保理改革、開発、難民問題などの分野で、緊密に協力したいと述べたのに対し、トムソン総会議長は、持続可能な開発のための2030アジェンダの達成を最優先事項として取り組むとともに、国連安保理改革について、加盟国と緊密に連携しつつ、交渉を進めていきたいと説明した。

また、安倍総理大臣は、第3回日本・太平洋

島嶼^{とうしょ}国首脳会合を主催し、日本と太平洋島嶼国との協力が着実に実施されていることを確認した上で、北朝鮮への対応、海における法の支配、国連安保理改革などの分野における協力を呼びかけた。また、安倍総理大臣は、米国、英国、カタル、パキスタン、トルコ、イラン、アフガニスタン、コロンビア及びウクライナとの会談を行ったほか、オバマ米国大統領及び李克強^{りくきやう}中国国务院総理と立ち話を行い、二国間関係の強化にも積極的に取り組んだ。

さらに、安倍総理大臣は、ニューヨーク滞在中、対日投資セミナー、訪日観光セミナー、金融関係者との対話や和食レセプションに出席し、日本の経済・金融政策について有識者や企業関係者などに対して直接説明するとともに、日本の観光資源や和食など日本の魅力を積極的に発信した。また、安倍総理大臣及び岸田外務大臣は、国連日本人職員と懇談を行い、更なる活躍を期待して激励した。

岸田外務大臣は、G7外相会合及び日米韓外相会合における議長並びに第8回包括的核実験禁止条約（CTBT）フレンズ外相会合及び日・カリコム（カリブ共同体）外相会合における共同議長を務めたほか、国連安保理改革に関するG4外相会合など計8つの多国間会合に出席した。また、8か国と外相会談などを行い、国連総会出席の機会を通じて、各国の外相との間で相互の信頼関係を強化した。

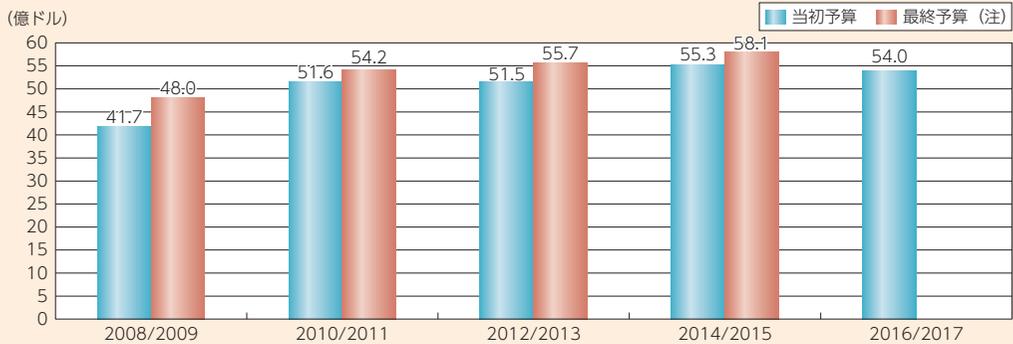
1 国連安全保障理事会（国連安保理）、国連安保理改革

（ア）国連安全保障理事会（国連安保理）

国連安全保障理事会（国連安保理）は、国連の中で、国際の平和と安全の維持に主要な責任を有している。国連安保理決議に基づくPKOなどの活動は多様さを増しており、大量破壊兵器の拡散やテロなどの新たな脅威への対処など、年々その役割は拡大している。

このような中、日本は、2016年1月から2年間の任期で、国連加盟国中最多となる11回目の国連安保理非常任理事国を務め、地域情勢や平和構築等に関する国連安保理での議論に積

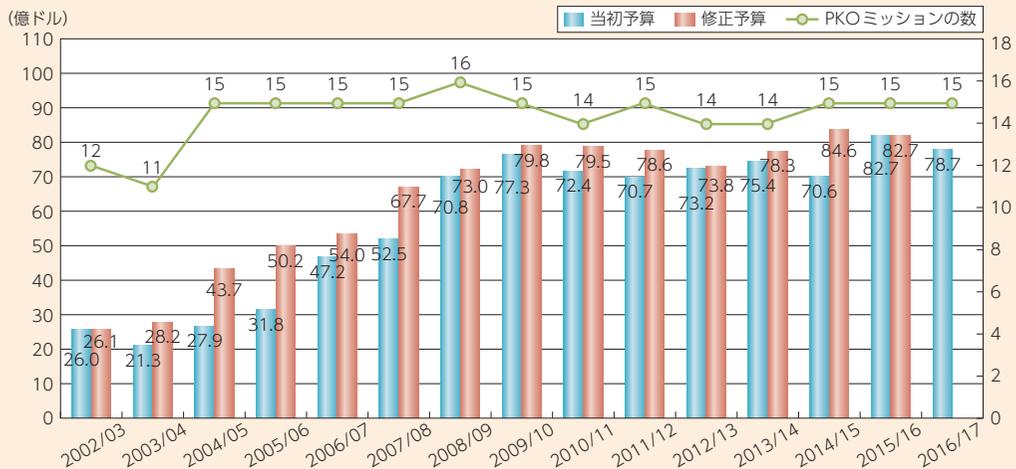
国連2か年通常予算の推移（2008-2017年）



(注) 最終予算とは、2か年予算途中で発生した追加需要やインフレ調整等による追加予算を加えたもの

出典：国連文書

PKO予算及びミッション数の推移（2002-2017年）



出典：国連文書

主要国の国連通常予算分担率

順位*	国名	2013-2015年	2016-2018年	増減ポイント
1	米国	22.000%	22.000%	+ 0
2	日本	10.833%	9.680%	- 1.153
3	中国	5.148%	7.921%	+ 2.773
4	ドイツ	7.141%	6.389%	- 0.752
5	フランス	5.593%	4.859%	- 0.734
6	英国	5.179%	4.463%	- 0.716
7	ブラジル	2.934%	3.823%	+ 0.889
8	イタリア	4.448%	3.748%	- 0.700
9	ロシア	2.438%	3.088%	+ 0.650
10	カナダ	2.984%	2.921%	- 0.063

* 2016-2018年の順位

主要国のPKO予算分担率

順位*	国名	2015年	2016年	2017年	2018年
1	米国	28.3626%	28.5738%	28.4691%	28.4344%
2	中国	6.6368%	10.2879%	10.2502%	10.2377%
3	日本	10.8330%		9.6800%	
4	ドイツ	7.1410%		6.3890%	
5	フランス	7.2105%	6.3109%	6.2878%	6.2801%
6	英国	6.6768%	5.7966%	5.7753%	5.7683%
7	ロシア	3.1431%	4.0107%	3.9960%	3.9912%
8	イタリア	4.4480%		3.7480%	
9	カナダ	2.9840%		2.9210%	
10	スペイン	2.9730%		2.4430%	

※ 2016-2018年の順位

出典：国連文書

極的に貢献している。特に、北朝鮮による1月及び9月の核実験並びに累次にわたる弾道ミサイル発射を受けた2度の国連安保理決議採択に尽力するとともに、国連安保理議長国を務めた7月には、「アフリカにおける平和構築」に関する公開討論において岸田外務大臣が議長を務めるなど、国際の平和と安全の維持に関わる議論に力を発揮してきた（詳細は特集「国連安保理非常任理事国としての活動」159ページ参照）。

また、2016年には10年の任期（再選1回）を務めた潘基文前国連事務総長の後任となる次期事務総長選出のプロセスが進められた。10月には、国連安保理がグテーレス前国連難民高等弁務官（元ポルトガル首相）を任命することを国連総会に勧告し、これを受け総会において同氏を次期国連事務総長として任命する決議が採択された。日本は国連安保理理事国として本選出プロセスに関与する中で、グテーレス国連事務総長と国連の在り方について議論を重ねてきており、今後も緊密に協力していく。

(イ) 国連安保理改革

国連発足後70年以上がたち、国際社会の構図が大きく変化するに伴い、国連の機能が多様化した現在においても、国連安保理の構成は、基本的には変化していない。国際社会では、国連安保理改革を早期に実現し、その正統性、実効性、代表性及び透明性を向上させるべきとの認識が共有されている。



国連安保理改革に関するG4（日本、インド、ドイツ及びブラジル）外相会合における岸田外務大臣（9月21日、米国・ニューヨーク）



国連安保理議場（写真提供：UN Photo/Loey Felipe）

日本は、これまで軍縮・不拡散、平和維持・平和構築、人間の安全保障等の分野で国際社会に積極的に貢献してきており、国連を通じて世界の平和と安全の実現により一層積極的な役割を果たすことができるよう、常任・非常任議席双方の拡大を通じた国連安保理改革の早期実現と日本の常任理事国入りを目指し、各国への働

特集 国連安保理非常任理事国としての活動

2016年1月から2年間、日本は国連加盟国中最多となる11回目の国連安全保障理事会（国連安保理）非常任理事国という責任ある役割を務めており、日々国連安保理において国際社会の平和及び安全のために精力的に取り組んでいます。

【北朝鮮に関する国連安保理決議の採択等】

北朝鮮による核実験及び弾道ミサイル発射を受け、日本は米国、韓国などの関係国と緊密に連携し、国連安保理理事国として、国連安保理における議論を先導しました。その結果、北朝鮮に対する制裁措置を強化するとともに、拉致問題を含む人権・人道問題に関する言及を強めた国連安保理決議第2270号及び同第2321号が採択され、国際社会全体として北朝鮮に対して断固とした対応を採るといった姿勢を示しました。また、日本は、国連安保理の下に設置された制裁委員会の作業に積極的に関与するとともに、関係国が決議を全面的かつ厳格に履行するよう働きかけてきています。

また12月、国連安保理において、人権状況を含む「北朝鮮の状況」に関する会合が3年連続で開催されました。本会合では、拉致問題を始めとする北朝鮮の人権問題の解決に向けた取組や北朝鮮の核・ミサイル問題への対応について有意義な議論が行われました。

【「アフリカにおける平和構築」に関する国連安保理公開討論】

7月、日本は国連安保理の議長国を務め、岸田外務大臣が議長となって「アフリカにおける平和構築」に関する国連安保理公開討論を主催しました。同会合には潘基文^{パンギムン}国連事務総長ほか、アミナ・ケニア外務長官、ンジャイ・セネガル外務・在外セネガル人相などの閣僚が参加して各国の経験や知見に基づく発言が行われ、包括的な議論が行われました。本会合に際し、多数の参加国が日本による会合開催のイニシアティブを評価し、「アフリカにおける平和構築」について、制度構築、人材育成、信頼構築、法の支配、科学技術の活用等の重要性を強調する国連安保理議長声明が採択されました。

【個別の重要課題への貢献】

日本は、次期国連事務総長選出プロセスに積極的に関与し、また、安倍総理大臣がシリアに関するハイレベル会合へ出席するなど、国際社会の平和及び安全の維持のために国連安保理のあらゆる課題において積極的な役割を果たしています。さらに、国連安保理作業方法に関する公開討論を主催し、国連安保理の文書手続作業部会の議長を務める中で、国連安保理入りを控えた非常任理事国が事前に国連安保理の手續に習熟し、より効率的に準備を行えるようにするなど、国連安保理の透明性、運営改善に貢献しています。このような取組を通じ、日本は国連安保理の機能強化に向けた議論を主導しています。



国連安保理公開討論「アフリカにおける平和構築」において議長を務める岸田外務大臣（7月28日、米国・ニューヨーク）

きかけを行っている。

(ウ) 国連安保理改革をめぐる最近の動き

国連では、2009年から総会の下で国連安保理改革に関する政府間交渉が行われている。2016年2月から始まった第70回会期の政府間交渉において、ルーカス政府間交渉議長は「国連安保理と総会の関係」及び「拡大後の総数・作業方法」について主要な一致点の要素をまとめた文書を作成した。また、7月には政府間交渉を第71回会期（9月から1年間）に引き継ぐ決定が国連総会においてコンセンサスで採択された。

加えて、日本は国連安保理改革の推進のために協力するグループであるG4（日本、インド、ドイツ及びブラジル）の一員としての取組の強化も重視している。9月にはG4外相会合を開催し、国連安保理改革に関する更なるモメンタムを作り、包括的な国連安保理改革に向けて引き続き取り組むことを確認した。

また、7月には、G4のほか、アフリカ、カリブ諸国、英仏、北欧といった改革を推進する幅広いグループによって国連安保理改革フレンズ・グループが立ち上げられ、9月のハイレベル会合において各国は国連安保理改革が喫緊の課題であるという認識を共有し、早期の有意義な国連安保理改革の実現に向け協力することが確認された。

日本は引き続き、改革推進派諸国と緊密に連携し、国連安保理改革の実現に向けたプロセスに前向きに関与していく。

国連行財政

(ア) 国連予算

国連の予算は大きく分けて通常予算（1月から翌年12月までの2か年予算）とPKO予算（7月から翌年6月までの1か年予算）で構成されている。

このうち、通常予算については、2015年に2016～2017年度の予算審議が行われ、同年12月に約54億米ドルの予算が承認された（2014～2015年度最終予算（約58億1,000万米ドル）

比で約8%減）。また、PKO予算については、2016年6月に、2016～2017年度のPKO予算が承認され、予算総額は約78億7,000万米ドル（前年度最終予算比約4.84%減）となった。

(イ) 日本の貢献

国連の活動を支える予算は、各加盟国に支払が義務付けられている分担金と各加盟国が政策的な必要に応じて拠出する任意拠出金から構成されている。このうち、分担金については、日本は2016年通常予算分担金として約2.4億米ドルを負担しており、米国に次いで2番目である。2016年PKO分担金としては約10.2億米ドルを負担しており、米国、中国に次いで3番目である。日本は主要財政貢献国の立場から、国連が予算をより一層効率的かつ効果的に活用するよう働きかけを行ってきた。

また、2016年末まで国連事務総長を務めた潘基文事務総長は国連行財政改革を優先課題として推進し、日本もこれを支持してきた。同改革により、国連の財政・予算・人的資源管理の効率化が期待される。しかし、これまでに導入された措置について具体的な成果が出るには依然として時間を要すると見込まれている。日本は、引き続き加盟国間の意見の相違を調整しつつ、国連における具体的な行財政改革が進むよう、各加盟国や国連側との協議に積極的に取り組んでいる。

6 国際社会における法の支配

(1) 日本の外交における法の支配の強化

日本は、法の支配の強化を外交政策の柱の1つとしており、力による一方的な現状変更の試みに反対し、領土の保全、海洋権益や経済的利益の確保、国民の保護などに取り組んでいる。例えば、日本は、国連総会を始めとする国際会議等様々な機会に安倍総理大臣が提唱した「海における法の支配の三原則」に言及し、国際社会における法の支配の促進に取り組んでいる。5月に開催されたG7伊勢志摩サミットにおいては、各国の首脳の賛同を得て、同三原則は

特集

日本の国連加盟60周年

2016年は、日本が国連に加盟して60周年の節目の年でした。この機会を捉えて、国内外において国連に関する多くのイベントが実施されました。年間を通じて、外務省は関係団体と協力しながら、各地で講演会や写真展を開催するとともに、小学生／中学生「国連壁新聞」全国大会や、「日本と国連の将来」に向けた動画メッセージ・コンクールを開催し、多くの方々に観覧、参加いただきました。

12月19日には、東京の国連大学において、皇太子同妃両殿下御臨席の下、外務省と公益財団法人日本国際連合協会が主催する国連加盟60周年記念行事が開催されました。

岸外務副大臣は開会の辞において、日本と国連の60年の歩みを振り返りながら、戦後、平和国家として再出発した日本が、一貫して国連外交を重視してきたことを指摘した上で、日本は国連の三本柱である、平和と安全、開発、人権の各分野において、引き続き、積極的な役割を果たしていくと述べました。

皇太子殿下はおことばにおいて、御自身の国連「水と衛生に関する諮問委員会」名誉総裁としての御活動にも言及されつつ、国連がこれまで様々な問題を解決すべく、たゆまぬ努力を続けてきたこと、また、国際社会が諸課題に対処する上で、国連の役割がますます重要になっていることなどを述べられました。

安倍総理大臣は祝辞において、日本の平和、難民、開発などの分野での取組に言及するとともに、日本が、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」を掲げ、PKOや「人間の安全保障」などの分野でこれまで以上に積極的に貢献していく決意を述べました。また、国連安保理改革の実現に尽力し、常任理事国として、一層の責任を果たしていく考えを表明しました。

記念行事においては、有識者の方々による基調講演やパネル・ディスカッション、また、国連親善大使やグローバル・コンパクト関係者によるトーク・セッションが行われるとともに、模擬国連を行っている高校生・大学生による政策提言プレゼンテーションが行われるなど、日本と国連の将来に関する議論が活発に行われました。

ニューヨークの国連本部では、4月に国連代表部とフジコ・ヘミング事務所の主催で、フジコ・ヘミング氏による記念コンサートが開催されました。また、12月には、国連代表部が主催し、左官職人・久住有生氏をお招きし、壁作りのデモンストレーションなどを行う、国連加盟60周年記念行事「土の共感」を開催しました。同行事に参加した潘基文国連事務総長は祝辞において、国連加盟以来60年間における日本の国連への貢献に対し謝意を表明するとともに、平和は全ての希望と夢の基盤であると述べ、壁に「平和」の文字を刻みました。また、別所浩郎国連代表部大使からは国連の三本柱である平和と安全、開発、人権に対する日本政府の貢献について述べ、壁に信頼の「信」の文字を刻みました。

2016年9月の国連総会での一般討論演説において、安倍総理大臣は、日本は、既往の60年と同様、この先60周年においても、国連強化のための努力を惜しまないと述べています。この60周年を1つの契機として、日本は今後一層積極的に国連を通じた国際貢献を強化していきます。



国連加盟60周年記念行事でおことばを述べられる皇太子殿下
列席者は右手より、安倍総理大臣、岸外務副大臣、千玄室日本国際連合協会会長（12月19日、東京（国連大学））



左官職人・久住氏（一番右）が製作した壁にメッセージを刻印した
潘基文国連事務総長（右から5番目）及び別所国連代表部大使
（右から6番目）を始めとする各国国連常駐代表（12月19日、米
国・ニューヨーク（国連本部））

G7の共通認識となった。また、国際社会における法の支配の促進の観点から、日本は、国際法に基づく国家間の紛争の平和的解決、新たな国際法秩序の形成・発展、各国国内における法整備及び人材育成に貢献してきている。

ア 紛争の平和的解決

日本は、国際法の誠実な遵守に努めつつ、国際司法機関を通じた紛争の平和的解決を促進するべく、国連の主要な司法機関である国際司法裁判所 (ICJ) の強制管轄権を受諾⁴⁰し、国際裁判所に対して人材面・財政面を含め様々な協力を行っている。人材面では、ICJの小和田恆^{ひさし} 裁判官 (2009年3月から2012年2月まで同裁判所所長)、国際海洋法裁判所 (ITLOS、3-1-6 (2) 参照) の柳井俊二裁判官 (2011年10月から2014年9月まで同裁判所所長)、国際刑事裁判所 (ICC、3-1-6 (5) 参照) の尾崎久仁子裁判官 (2015年3月から2018年2月まで同裁判所第2副所長)などを輩出している。また、日本はITLOSやICCへの最大の財政貢献国でもある。これらの協力を通じて、日本は国際裁判所の実効性と普遍性の向上に努めている。また、外務省として国際裁判に臨む体制を一層強化するとの観点から、2015年4月に外務省国際法局に設置した国際裁判対策室を中心に、国際裁判に関する知見の増進を図ってきている。

イ 国際的なルール形成

国際社会が直面する課題に対応する国際ルールの形成は、法の支配強化のための重要な取組の1つである。日本は、こうした国際ルールの形成に際し、個別の分野における交渉に積極的に参画する一方、国連等における分野横断的な取組に自らの理念や主張を反映し、国際法の発展を実現するために、ルール形成の構想段階からイニシアティブを発揮している。具体的には、国連国際法委員会 (ILC) や国連総会第6委員会における国際公法分野の法典化作業、ま

たハーグ国際私法会議 (HCCH)、国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL)、私法統一国際協会 (UNIDROIT) などにおける国際私法分野の条約やモデル法の作成作業など、各種の国際的枠組みにおけるルール形成プロセスに積極的に関与してきている。ILCでは、2016年11月の選挙において、村瀬信也委員 (上智大学名誉教授) が再選を果たした。同委員は2014年から「大気の保護」の議題の特別報告者を務め、ILCの法典化作業に大きく寄与している。また、HCCH及びUNCITRALでは、各種場合に政府代表を派遣し、積極的に議論をリードしている。さらに、UNIDROITにおいては神田秀樹学習院大学教授が理事を務めている。加えて、アジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO) といった地域的な国際法フォーラムにも人材面・財政面で協力している。

ウ 国内法整備その他

日本は、国際法遵守のために自らの国内法を適切に整備するだけでなく、法の支配を更に発展させるために、特にアジア諸国の法制度整備支援や法の支配に関する国際協力にも積極的に取り組んでいる。例えば、日本は、日本を含むアジア諸国の学生に対し、紛争の平和的解決の重要性等の啓発を行うとともに次世代の国際法人材の育成と交流を強化するとの観点から、外



国際法模擬裁判「2016年アジア・カップ」(8月、東京・外務省 写真提供: 国際法模擬裁判「2016年アジア・カップ」実行委員会)

⁴⁰ ICJ規定第36条2に基づき、同一の義務を受諾する他の国に対する関係において、ICJの管轄権を当然にかつ特別の合意なしに義務的に受け入れることを宣言すること。現在日本を含めて72か国が宣言しているにとどまる。

務省と国際法学会の共催（協力：日本財団）で国際法模擬裁判「アジア・カップ」を開催している。2016年は、海洋をテーマに、アジア11か国（日本、インド、インドネシア、シンガポール、韓国、タイ、中国、ネパール、フィリピン、ベトナム及びマレーシア）の大学生が英語による書面陳述・弁論能力等を競った。

また、刑事司法分野の人材育成等、司法分野における日本の国際協力に関して、AALCO年次総会及び第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）の際に行われたサイドイベントで積極的な発信を行った。

（2）海洋分野における取組

近年、アジアの海において国家間で摩擦や緊張が高まる事例が増え、国際社会も重大な関心を持っている。これを受け、安倍総理大臣は、2014年5月のシャングリラ・ダイアログにおいて「海における法の支配の三原則」を提唱し、①国家は法に基づいて主張をなすべきこと、②主張を通すために、力や威圧を用いないこと、及び③紛争解決には平和的收拾を徹底すべきことを呼び掛けた。日本は、国際会議等様々な機会に同三原則に言及し、2016年5月に開催されたG7伊勢志摩サミットにおいては、各国首脳の賛同を得て、同三原則はG7の共通認識となった。また、9月の国連総会の際のG7外相会合においても、東シナ海及び南シナ海の状況を引き続き懸念するとの点で一致し、法の支配を重視するG7の立場を再確認し、法の支配の貫徹に向けて、G7として引き続き連携していくことで一致した。

海における法の支配では、国連海洋法条約



海洋法に関する国際シンポジウム（2月16日、東京・三田共用会議所）

（UNCLOS）が重要な役割を果たしている。UNCLOSは、海洋に関する紛争の平和的解決と、海洋分野における法秩序の維持と発展のため、国際海洋法裁判所（ITLOS）を設置しているが、海における法の支配を推進する日本は、ITLOSが果たす役割を重視し、日本人裁判官を2人続けて輩出するなど人的協力を行っているほか、2016年に設立20周年を迎えたITLOSの設立以来一貫して最大の分担金拠出国である。

同じくUNCLOSに基づき設立された大陸棚限界委員会（CLCS）及び国際海底機構（ISA）も、それぞれ大陸棚延長制度の運用及び深海底鉱物資源の管理に重要な役割を果たしており、日本は、これらの機関に対しても人材面・財政面での協力を継続している（3-1-3（4）参照）。

また、海における法の支配につき国家間に共通の理解を醸成することを目指し、2016年2月には、前年に引き続き、外務省主催で第2回海洋法に関する国際シンポジウムを開催した。同シンポジウムでは、今日、国際社会において、技術の発展等に伴い海洋資源開発への高い関心が示されていることを背景に、「海洋資源の国際法一知の拡充・環境の保全・利益の衡平」をテーマとし、深海底の鉱物資源、大陸棚の資源及び国家管轄権外区域の海洋生物多様性に関する国際法の諸問題について国内外の有識者の間で活発な議論が行われた。

（3）政治・安全保障分野における取組

日本の外交・安全保障の基盤を強化するためには、日米安全保障条約の円滑かつ効果的な運用が引き続き重要である。2016年1月には、在日米軍駐留経費負担に係る特別協定に署名し、同協定は国会の承認を得て同年4月に発効した。また、同年9月には、平和安全法制により実施可能となった物品・役務の提供についても、それまでの協定の下での決済手続等と同様の枠組みを適用することができるようにするため、日・米物品役務相互提供協定に署名した（詳細は3-1-2参照）。

また、安全保障分野における国際協力にも一

層積極的に取り組むべく、移転される防衛装備品や技術の取扱いに関する法的枠組みを設定するための防衛装備品及び技術移転協定の交渉も行っており、2016年2月にはフィリピンとの間の協定に署名した。

さらに、重要課題である日露間の平和条約の締結などに向けた交渉に引き続き取り組んでいる。

このほか、関係国との間で安全保障に係る秘密情報の更なる共有の基盤となる情報の保護に関する法的枠組みの作成に取り組んでおり、米国、NATO、フランス、オーストラリア、英国及びインドに続き、2016年3月の岸田外務大臣のイタリア訪問時に同国との情報保護協定に署名した。また、同年11月には韓国との間で秘密軍事情報保護協定に署名した。

原子力分野においては、交渉中の二国間原子力協定のうち、インドとの間の協定について2016年11月のモディ・インド首相の訪日時に署名した。

(4) 経済・社会分野における取組

貿易・投資の自由化や人的交流の促進、日本国民・企業の海外における活動の基盤整備などの観点から、諸外国との間で経済面での協力関係を法的に規律する国際約束の締結・実施がますます重要となっている。2016年には、各国・地域との間で租税条約、投資協定、社会保障協定、航空協定などの署名・締結を行った。また、アジア太平洋地域、欧州などを対象とする経済連携協定（EPA）交渉に取り組み、日中韓自由貿易協定（FTA）、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日EU・EPAなどの広域経済連携の交渉を積極的に進め、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、12月に締結について国会の承認を得た。二国間のEPA分野では、日本とモンゴルとの間のEPAが6月に発効した。

さらに、知的財産保護分野においては、特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約が

6月に日本について発効した。日本国民・企業の生活・活動を守り、促進するため、WTOの紛争処理制度の活用を図るとともに、既存の国際約束の適切な実施に取り組んでいる。

国民生活と大きく関わる人権、漁業、海事、航空、労働、社会保障等の社会分野でも、国際約束に日本の立場が反映されるよう交渉に積極的に参画している。また、環境・気候変動の分野では、2月に、水銀に関する水俣条約を締結し、11月には、気候変動の分野で、パリ協定を締結した。

(5) 刑事分野における取組

ICCは、国際社会の関心事である最も重大な犯罪を行った個人を国際法に基づいて訴追・処罰する世界初の常設国際刑事法廷である。日本は、2007年10月の加盟以来、ICCの活動を一貫して支持し、様々な協力を行っている。財政面では、日本はICCへの最大の分担金拠出国であり、2016年現在、分担金全体の約16.5%を負担している。加えて、人材面においても、ICC加盟以来継続して裁判官を輩出しているほか（現職は尾崎久仁子裁判官）、2016年4月に現職の野口元郎被害者信託基金理事長が再選し、また、裁判官指名諮問委員会において福田博委員が引き続き委員を務めるなど、ICCの活動に積極的に協力している。また、ICCが国際刑事司法機関としての活動を本格化させていることに伴い、ICCに対する協力の確保や補完性の原則の確立、裁判手続の効率性と実効性の確保が急務となっている。日本は締約国会議の場を通じて、非協力問題に関するフォーカス・ポイントやガバナンス問題スタディ・グループの共同議長を務めるなど、これらの課題に積極的に取り組んでいる。

こうしたICCに関する取組に加え、日本は、近年の国境を越えた犯罪の増加を受け、他国との間で必要な証拠の提供などを一層確実にらせるようにしている。また、刑事司法分野における国際協力を推進する法的枠組みの整備にも積

極的に取り組んでおり、刑事共助条約（協定）⁴¹、犯罪人引渡条約⁴²及び受刑者移送条約⁴³の締結を進めている。

7 人権

(1) 国連における取組

ア 国連人権理事会

国連人権理事会は、国連における人権の主流化の流れの中で、国連の人権問題への対処能力の強化を目的に、人権委員会を改組する形で2006年に設立された。1年を通じてジュネーブにて会合が開催され（年3回の定期会合、合計10週間以上）、人権や基本的自由の保護・促進に向けて、審議・勧告などを行っている。

3月の第31会期ハイレベルセグメントにおいては、濱地外務大臣政務官がステートメントを行った。その中で、同外務大臣政務官は、シリアや北朝鮮等の人権状況への懸念を表明するとともに、世界各国の様々な人権状況の変化や日本政府の立場について述べた。また、これまで日本が実施してきた、過激主義を生み出さない社会の構築支援や難民支援、人権理事会等との協力について紹介した。

同会期では、日本とEUが共同で提出した北朝鮮人権状況決議が無投票で採択された（採択は9年連続）。同決議は、北朝鮮の組織的、広範かつ深刻な人権侵害を最も強い表現で非難し、国連安保理で北朝鮮の人権状況等が議論されたことを歓迎し、国連安保理の継続的かつ積極的な関与を期待するとしている。さらに、人権高等弁務官に対し、北朝鮮における人権侵害に係る説明責任の問題に重点的に取り組む独立した専門家を指名するよう求め、同専門家のグループに対しては、北朝鮮における人道に対する犯罪の被害者のために、正義と真実を確保するための実用的な説明責任メカニズムを勧告することを要請している。

10月には、ニューヨークの国連総会におい



人権理事会議場（写真提供：UN Photo/Jean-Marc Ferre）



北朝鮮の人権状況に関するパネル・ディスカッションの様子（12月1日、米国・ニューヨーク（国連本部））

て、人権理事会理事国選挙が行われ、日本は第1回目の投票において理事国として選出された。今回の選出により、日本は2017年1月1日から3年間にわたり、人権理事会の理事国を務めることになる。

日本は、引き続き、国際社会における人権問題の解決のため、人権理事会における議論に積極的に参加していく。

イ 国連総会第3委員会

国連総会第3委員会は、人権理事会と並ぶ国連の主要な人権フォーラムである。同委員会では、10月から11月にかけて、社会開発、女性、児童、人種差別、難民、犯罪防止、刑事司法など幅広いテーマが議論されるほか、北朝鮮、シリア、イランなどの国別人権状況に関する議論が行われている。第3委員会で採択された決議は、総会本会議に提出され、国際社会の規範形

41 刑事事件の捜査と手続の面で他国と行う協力の効率化や迅速化を可能とする法的枠組み

42 犯罪人の引渡しに関して包括的かつ詳細な規定を有し、犯罪の抑圧のための協力を一層実効あるものとする法的枠組み

43 相手国で服役している受刑者に本国において服役する機会を与え、社会復帰の促進に寄与する法的枠組み

成に寄与している。

日本は、2005年から毎年、EUと共同で北朝鮮人権状況決議案を国連総会に提出している。2016年も第71会期に同決議案を提出し、11月の第3委員会と12月の総会本会議において、無投票で採択された。同決議は、「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会（COI）」の最終報告書の内容を反映した前年の国連総会決議を基に、3月の人権理事会決議の内容も踏まえた、より強い内容となっている。具体的には、北朝鮮の組織的かつ広範で深刻な人権侵害を非難するとともに、北朝鮮に対し、拉致問題を含む、全ての人権侵害を終わらせるための措置を早急に採ることを要求している。また、北朝鮮による核・ミサイル開発への資源投入が北朝鮮の人権・人道状況に与える影響への深刻な懸念についても表明している。さらに、国連安保理に対し、北朝鮮の事態の国際刑事裁判所（ICC）への付託の検討や人権侵害に最も責任を有すると見られる者を効果的に対象とするための制裁の更なる検討等を通じ、適切な行動をとることを促している。

また、12月1日、国連本部にて、日本、オーストラリア、EU、韓国及び米国の共催でパネル・ディスカッション「北朝鮮の人権状況－現状及び国際社会の取組」が開催され、日本からは加藤勝信拉致問題担当大臣が日本政府を代表してパネリストとして出席し、拉致問題の深刻さや拉致被害者及びその御家族の高齢化が進む中で、拉致被害者の救出が切迫した課題であることを国際社会に訴えた。同パネルでは、全ての拉致被害者の一日も早い帰国の実現を含む、北朝鮮の人権状況の改善に向けた国際連携の在り方に関して活発な議論が行われた。

さらに日本は、シリア、イラン、ミャンマーなどの国別人権状況や各種人権問題（社会開発、児童の権利など）についての議論にも積極的に参加した。これまで同様、女性NGO代表を第71回国連総会第3委員会の政府代表顧問として派遣するなど、市民社会とも連携しつつ、人権保護・促進に向けた国際社会の議論に積極的に参加した。

(2) 国際人権法・国際人道法に関する取組

ア 国際人権法

6月、国連本部で開催された第16回児童の権利条約締約国会合において、児童の権利委員会委員選挙が行われ、日本が擁立した候補者の大谷美紀子氏（弁護士）が日本の候補として初めて当選を果たした。さらに6月、国連本部で開催された第9回障害者権利条約締約国会合において、障害者権利委員会委員選挙が行われ、日本が擁立した候補者の石川准氏（静岡県立大学教授）が日本の候補として初めて当選を果たした。

日本は、日本が締結している人権諸条約について、各条約の規定に従い、国内における条約の実施状況に関する定期的な政府報告審査に真摯に対応してきている。6月には、障害者の権利に関する条約に関する第1回政府報告を障害者権利委員会に提出した。7月には、強制失踪からの全ての者の保護に関する国際条約に関する第1回政府報告を国連強制失踪からの全ての者の保護に関する委員会に提出した。さらに3月、6月及び12月には、自由権規約に関する第6回政府報告に関し、自由権規約委員会による最終見解の中で勧告されていた事項について、同委員会に日本の取組状況についての追加的情報を提出した。また、8月及び12月には、人種差別撤廃条約に関する第7回・第8回・第9回政府報告に関し、人種差別撤廃委員会の最終見解の中で勧告されていた事項について、同委員会に日本の取組状況に係る追加情報を提出した。

イ 国際人道法

ジュネーブにおける国際人道法に関する政府間プロセスにおいて、日本は国際人道法の履行強化や自由を剥奪された者を保護する国際人道法の強化に関する議論に積極的に参加した。12月、スイスで開催された国際事実調査委員会の権限受託国会合において、国際事実調査委員会委員選挙が行われ、日本が擁立した候補者の古谷修一氏（早稲田大学教授）が当選（再選）を果たした。また、国際人道法の啓発の一

環として、赤十字国際委員会主催の国際人道法模擬裁判大会に2015年に続き講師を派遣した。

(3) 二国間の対話を通じた取組

国連など多国間の枠組みにおける取組に加え、人権の保護・促進のため、日本は二国間対話の実施を重視している。2月には第11回日・イラン人権対話（於：テヘラン）、7月には第22回日・EU人権対話（於：東京）を開催した。それぞれ人権分野における両者の取組について情報を交換するとともに、国連などの多国間の場における協力について意見交換を行った。

(4) 難民問題への貢献

日本は、国際貢献や人道支援の観点から、2010年度から2014年度まで第三国定住（難民が、庇護を求めた国から新たに受入れに同意した第三国に移り、定住すること）により、タイに一時滞在しているミャンマー難民を受け入れた。

2015年度以降は、マレーシアに一時滞在しているミャンマー難民を受け入れるとともに、タイからは相互扶助を前提に既に来日した第三国定住難民の家族を呼び寄せられるものとし、2010年度からこれまでに合計31家族123人が来日している。

第三国定住による難民受入れは、これまで欧米諸国が中心となってきたが、日本がアジアで初めての受入国であることから、難民問題への日本の積極的な取組として、国際社会からも高い評価と期待を集めている。日本における難民



第三国定住難民に対する定住支援プログラムの開講式の様子
(10月6日、写真提供：難民事業本部)

認定申請者が近年増加傾向にある中、日本は真に支援を必要としている人々へのきめ細かな支援に引き続き取り組んでいる。

8 女性

日本は、国内外において、「すべての女性が輝く社会」を実現することを標榜^{ひょうぼう}し、そのための取組を強化している。

(1) G7伊勢志摩サミットでの合意事項

G7伊勢志摩サミットにおいて、女性分野を優先アジェンダの1つとして取り上げ、教育・訓練を含む女性のエンパワーメント、理系分野における女性の活躍推進や女性・平和・安全保障等に焦点を当て、「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」の立ち上げに合意した。

(2) 国際女性会議 WAW! (WAW! 2016)

12月13日及び14日、安倍総理大臣のイニシアティブで3回目となる国際女性会議 WAW! (World Assembly for Women、略称：WAW! 2016) を開催し、日本及び11国際機関、26か国から93人の女性分野で活躍するリーダーが集まった。2016年のテーマは「WAW! for Action」で、「行動」を通じて「意識」を変え、あらゆる人が様々な制約を乗り越えて自分らしく活躍できるような社会を目指していこうというメッセージを打ち出した。女性の社会進出を阻む働き方や男女の役割分担意識の変革を訴えることに加え、女性の健康、平和・安全保障における女性の参画とエンパワーメント、地方創生についても議論した。議論された内容は、「WAW! To Do 2016」と題した提言に取りまとめられ、2015年に続き国連文書（番号：A/71/829）として発出された。

また、同会議の初日（13日）には、G7伊勢志摩サミットで立ち上げた女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）の特別イベント「STEM（科学・技術・工学・数



国際女性会議 WAW! (WAW! 2016) 公開フォーラムでスピーチする安倍総理大臣（12月13日、東京 写真提供：内閣広報室）



「STEM分野で輝く女性の未来」の参加者（12月13日、東京）

学) 分野で輝く女性の未来」も実施した。

(3) 国際協力における開発途上国の女性支援

安倍総理大臣は、2013年の国連総会一般討論演説において、女性の地位向上を主眼として、①女性の活躍・社会進出推進と女性の能力強化、②国際保健外交戦略の推進の一環としての女性の保健医療分野の取組強化及び③平和と安全保障分野における女性の参画と保護の3分野に、2015年までの3年間で30億米ドルを越す政府開発援助（ODA）の実施を表明し、着実に実施した。2016年5月には、開発協力大綱に基づく新たな分野別開発政策の1つとして「女性の活躍推進のための開発戦略」を発表するとともに、2016年から2018年までの3年間で、約5,000人の女性行政官等の人材育成と約5万人の女子の学習環境改善の実施を表明した。また、同年12月に開催された第3回国際女性会議 WAW!において、安倍総理大臣は、

開発途上国の女性たちの活躍を推進するため、①権利の尊重、②能力発揮のための基盤の整備及び③政治、経済、公共分野におけるリーダーシップ向上を重点分野として、2018年までに総額約30億米ドル以上の支援を行うことを表明し、着実に実施している。

(4) 国連における女性外交

3月に第60回国連女性の地位委員会が開催され、日本からは、武藤外務副大臣（首席代表）、橋本ヒロ子日本代表、各府省庁、国際協力機構（JICA）及びNGOから成る代表団が出席した。会議では、武藤外務副大臣が閣僚級ラウンドテーブルで議長を務めるとともに、女性のエンパワーメントと持続可能な開発との関連性や女性・女兒に対する暴力の撤廃及び防止等について、各国代表者との意見交換に参加した。ステートメントでは、国際社会の一員として2030アジェンダの実現に向け責任を果たすことを強調した。

2016年のジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women：United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women）に対する拠出金は約3,000万米ドルで、シリア難民女性のエンパワーメントやアフリカにおける暴力的過激主義対策などに使われている。今後とも同機関との連携を一層深めていく予定である。

日本は、「女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」に基づき、第7回・第8回政府報告を2014年9月に国連に提出した。また、事前の質問事項に書面で回答を提出するとともに、2016年2月16日にジュネーブで開催された政府報告審査には、杉山晋輔外務審議官ほかが出席し、委員からの質問に答え、慰安婦問題等に関し事実関係や日本政府の取組につき説明を行った⁴⁴。なお、日本は、1987年から継続して女子差別撤廃委員会に委員を輩出している。

44 詳細は<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000136254.pdf>の質疑応答部分の杉山外務審議官発言概要参照

(5) 紛争下の性的暴力に関する取組

安倍総理大臣が2014年9月に国連総会一般討論演説で言及したように、紛争の武器としての性的暴力は、看過できない問題である。加害者不処罰の終焉^{しゅうえん}及び被害者を支援していくことが重要であるという観点から、国連アクションや紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所といった国際機関との連携や国際的な議論の場への参加を重視しつつ、21世紀こそ女性の人権侵害のない世界にするため、日本はこの分野に一層積極的に取り組んでいる。

日本は、2016年、紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表事務所に対し、270万米ドルの財政支援を行い、支援対象国の警察・司法能力強化等に貢献している。さらに、国際刑事裁判所の被害者信託基金にも引き続き拠出を行っており、2016年は約4万7,000ユーロを

紛争下における性的暴力対策にイヤーマーク（使途指定）して拠出し、被害者保護対策にも取り組んでいる。

(6) 国連安保理決議第1325号等に関する「行動計画」

より効果的に「平和」な社会を実現するためには、紛争予防、紛争解決、平和構築のあらゆるフェーズで女性の参画を確保し、ジェンダーの視点を入れることが重要である。このため、日本は、国連安保理決議第1325号及び関連決議の履行に向けた「女性・平和・安全保障に関する行動計画」を策定し、2016年から「行動計画」の実施段階に入るとともに、モニタリングを開始し、2016年度末には年次報告書を公表する予定である。

コラム**WAW! for Action～女性が輝く社会に向けたひとりひとり
の行動：WAW！2016公開フォーラムからのメッセージ**

2016年12月13日・14日に日本政府主催で「国際女性会議 WAW!」（World Assembly for Women：WAW! 2016）が開催されました。今回で3回目となるWAW! 2016には、26か国・11国際機関から93人の女性分野で活躍するリーダーが集まりました。

2016年のWAW!は「WAW! for Action」をテーマとして、「行動」を通じて「意識」を変え、あらゆる人が様々な制約を乗り越えて自分らしく活躍できる社会を目指していこうというメッセージを打ち出しました。

パネル・ディスカッション1「女性が担う平和な社会づくり」

【モデレーター：マリエット・スクールマン北大西洋条約機構（NATO）女性・平和・安全保障担当特別代表、パネリスト：アウット・デン・アチュイル南スーダン・ジェンダー・児童・社会福祉大臣、スレイトイッ・スン赤十字国際委員会カンボジア事務所職員、及びソクチャン・シエンバタンバン女性障害者協会理事／車椅子バスケット連盟コーチ】



スクールマン氏

スクールマン氏は、2000年の国連安保理決議第1325号について、女性と平和・安全保障を初めて関連付けた「平和・安全保障のあらゆるレベルの意思決定過程への女性の積極的な参画を求める決議」であると説明しました。和平交渉や和平へのプロセスにおいて女性が重要で活発な役割を担っており、女性及び市民社会が関わった場合には、そうでない場合に比べて失敗する確率が64%も低いことや、女性が締結に寄与した平和条約の35%は15年以上維持されることを挙げ、ジェンダーの不等がない社会ほど対立が少なくな

るとして、女性が平和を担うための重要な役割を担っていることを強調しました。しかしながら、現在平和構築プロセスにおける女性の活躍推進に対しては政府開発援助（ODA）の0.4%しか充てられておらず、平和プロセスに携わる女性の割合が、交渉人9%、条約の署名者4%、国連による平和維持活動（PKO）に参加する軍人3%、同警察官10%（国連の目標値はいずれも20%）にとどまっている現状には、「女性を包摂するという考え方の欠如」が存在すると指摘しました。



WAW! 2016 パネル・ディスカッションの様子



アウット大臣

アウット大臣は、本質的に女性は元々平和主義で、和平調停者でありながらも、地域の慣習によって女性がリーダーシップを発揮しにくい環境が生まれ、家庭内における男尊女卑の意識によって女性のチャンスが奪われたりしているということが、女性の平和な社会への参画を阻む原因となっているとの考えを示しました。アウット大臣は、南スーダンの村々を自らの足で訪ねる中で、家庭内における男尊女卑の意識が政治にも反映された結果、女性を差別するような政策が存在し、女性は単なる有権者であって主導者にはなり得ないという意識が根付いてしまうことを実感したと述べました。そして、長い間女性が抑圧されてきた結果、女性は消極的になり、自らの権利擁護のために主張しない傾向が見られるため、男性だけでなく女性も考え方を变えるべきであると主張しました。現在、南スーダンでは、選挙の際に格差是正措置が採られた結果、女性国会議員数が100人に及び、和平合意へのプロセスに女性が積極的に参加するようになったことを例に挙げ、「女性は機会さえ与えられれば、手を伸ばして目的を果たそうとするが、ただ機会を待つのではなく、積極的に先導し、推進しなければならない」と力強く述べました。

ソクチャン氏からは、自らが紛争の流れ弾に当たって下半身不随になり、家族や夫から差別や家庭内暴力を受けるなどの苦勞をしながらも、2012年に赤十字国際委員会からの支援によって立ち上げた障害者バスケットボール連盟が社会に出るきっかけとなったこと、それにより自信がついたエピソードが紹介されました。



ソクチャン氏



スレイトーイツ氏

障害者を支援する側のスレイトーイツ氏からは、障害を持つ女性と関わる日々の活動からは、障害があるというのは障壁では決してないこと、そして地域、社会がチャンスさえ与えれば健常者と同様に何でもできると感じるという現場からの声が届けられました。

最後に、スクールマン氏は、「女性が共に手を差し伸べれば世界を変えられる」と締めくくりました。

パネル・ディスカッション2「スポーツと女性」 ～女性アスリートを取り巻く環境や女性特有の課題～

【モデレーター：小谷真生子氏、パネリスト：伊調馨選手（リオオリンピックレスリング金メダリスト）、辻沙絵選手（リオパラリンピック陸上銅メダリスト）、成田真由美選手（アテネパラリンピック水泳金メダリスト）、三宅宏実選手（リオオリンピック重量挙げ銅メダリスト）】



成田選手と三宅選手

伊調選手は、身体的には男性の方が力はあるが、女性には柔軟性があり、さらに精神的にも粘り強いという側面があるため、スポーツ競技を長く続けていく上では女性が秀でていると述べました。

監督としてもスポーツに取り組む三宅選手は、女性の筋肉は脂肪に変わりやすく、練習を少しでも休んでしまうと身体が丸みを帯びてしまうため、男女で練習メニューを変えなければならない

ことを例に挙げ、女性の特徴を理解した上で指導に当たる必要性を指摘しました。

辻選手は、女性の指導者やスタッフは少なく、ユニフォーム着用の補助を頼んだり、本番に向けた心構えを作る上でも、同性の指導者やスタッフがいることのメリットは多いとの考えを示しました。

伊調選手は、女性特有の体調の変化に関し、月経前後に体重が増加したり精神的に不安定になったりすることは女性アスリートにとって悩ましい問題であることに触れました。症状が重い選手は薬を服用することもあり、コーチやスタッフが男性である場合は理解を得るのが難しいことから、医師に相談したり自分に合った薬を見つけたりすることが重要であると指摘しました。

三宅選手は、結婚や出産に関する女性アスリートならではの悩みについて、オリンピック・パラリンピックに出場するためには練習に集中する期間が3年程度必要であるため結婚や出産と両立させるのは困難ではあるが、その一方で女性アスリートが結婚・出産を経験しても競技を続けていける時代が来ることを望んでいると述べました。

伊調選手
(WAW! 2016 パネル・ディスカッションの様子)

成田選手は、女性アスリートはいつも競技のことや身体のことばかりを考えているため、競技から離れたら女性としてお洒落やグルメ等を楽しみたいと望んでおり、こうした女性らしさを意識する点もスポーツを通じて学んだことの1つであると述べました。



辻選手

～日本の女性、世界中の女性に向けたメッセージ～

三宅選手：最近オリンピックでも多くの女性が活躍するようになるなど、女性が強くなっている時代になっています。身体的な力の差はありますが、女性らしさを生かして自分にしかできないことをしていきたいと思います。

成田選手：2020パラリンピックでは、東京に来て良かったと世界の多くの人に思ってもらえるよう、パラリンピックを成功させたいです。女性が秘めているパワーは大きいですから、私は裏方から女性のパワーを世界に広めていきたいと思います。

辻選手：まだまだ女性が暮らしやすい世界ではなかったり、仕事にもやりにくさを感じたりすることもあると思いますが、スポーツを通して、女性の良さをどんどん伝えていきたいです。それぞれ得意なこと、上手なことなど各分野で一緒に頑張っていけたらよいと思います。

伊調選手：これまでスポーツを通じてたくさんの経験をしてきた一人の女性として、またスポーツ選手として、(様々な課題に関して)社会に問題提起をし、その解決に尽力していきたいです。